

米軍基地関係特別委員会記録

<第2号>

平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成25年7月9日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成25年7月9日 火曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後3時33分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第204号、陳情第20号、第24号、第25号の2、第26号、第27号、第40号、第41号、第42号、第57号、第58号、第62号、第70号、第75号、第76号、第77号の2及び第78号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（県内へのオスプレイ追加配備等について）
- 3 閉会中継続審査（調査）について
- 4 視察調査日程について

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	末 松 文 信 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君

委	員	新	里	米	吉	君
委	員	玉	城	義	和	君
委	員	吉	田	勝	廣	君
委	員	嘉	陽	宗	儀	君
委	員	呉	屋		宏	君
委	員	比	嘉	京	子	さん

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知	事	公	室	長	又	吉	進	君									
知	事	公	室	基	地	対	策	課	長	運	天	修	君				
企	画	部	企	画	調	整	課	跡	地	対	策	監	下	地	正	之	君
環	境	生	活	部	環	境	企	画	統	括	監	大	浜	浩	志	君	
環	境	生	活	部	環	境	保	全	課	長	城	間	博	正	君		
環	境	生	活	部	環	境	整	備	課	長	比	嘉	榮	三	郎	君	
環	境	生	活	部	自	然	保	護	課	長	富	永	千	尋	君		
福	祉	保	健	部	保	健	衛	生	統	括	監	平		順	寧	君	
農	林	水	産	部	農	漁	村	基	盤	統	括	監	増	村	光	広	君
土	木	建	築	部	土	木	整	備	統	括	監	末	吉	幸	満	君	
土	木	建	築	部	海	岸	防	災	課	副	参	事	松	田		了	君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。
陳情平成24年第128号外24件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、福祉保健部保健衛生統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監の出

席を求めております。

まず初めに、陳情平成24年第128号外24件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願はゼロ件、陳情は継続13件、新規12件となっております。

まず、継続審議となっております陳情13件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に大幅な変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の28ページをごらんください。

陳情平成25年第20号普天間飛行場の辺野古地先への移設促進に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1については、陳情平成24年第136号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、29ページをごらんください。

陳情平成25年第40号オスプレイ撤去城原区民総決起大会の決議に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1及び2について、県では、昨年末、市町村と連携してオスプレイの飛行運用の実態について情報収集を行ったところ、318件の合意事項に反する飛行が報告され、その結果をもとにオスプレイの飛行経路や運用実態の検証等について、政府の責任で説明することを求めております。これについて、防衛省は、これまで行っている目視調査等の結果も踏まえ、確認作業を行っているとのことであり、現時点では調査結果は示されておられません。オスプレイの追加配備については、県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、県は沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じ去る6月12日に、安倍内閣総理大臣を初め関係閣僚に対して、オスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを緊急要請したところです。

次に、31ページをごらんください。

陳情平成25年第41号外来機等の飛来・訓練及び基地機能強化に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、3及び4について、最近の嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機の度重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時的配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を、粘り強く求めていきたいと考えております。

2について、クラスター弾の使用について、県の照会に対し米軍は「運用上の理由から詳細については答えられない」と回答しており、その状況については把握しておりません。県としては、クラスター弾の使用に関しては事実の確認ができないことから、現在、演習・訓練内容等の公表を求めております。

次に、33ページをごらんください。

陳情平成25年第42号廃弾処理及び訓練による爆発音、振動被害に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1から4までについて、県としては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、これまで沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協を通じ、演習・訓練の実施に当たっては、その具体的内容を事前に公表するよう、米軍及び日米両政府に対し要請を行ってきたところであります。キャンプ・シュワブ第3廃弾処理場における廃弾処理の事前通知について、米側は、名護市議会の要請等を受け5月23日から廃弾処理及び訓練の予定日時について好意的通報を行っております。県は、引き続き軍転協を通じ、訓練・演習の実施に当たっては、住民に十分配慮し、事前通報を徹底すること、また、安全管理においては、抜本的かつ実効性のある措置を講ずるよう求めてまいります。

次に、35ページをごらんください。

陳情平成25年第57号F15イーグル戦闘機の墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1から4までについて、5月28日に発生したF15戦闘機の墜落事故について、県は、翌日の29日、米軍や関係機関に対し、原因が究明されるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早急な公表、再発防止措置及びなお一層の安全管理の徹底を申し入れました。それにもかかわらず事故から2日後に同機種の飛行が再開されたことは、県民の不安を増大させるものであり、遺憾であります。県としましては、米軍及び関係機関に対し、原因究明がなされるまでの間、同機種の飛行中止を求めるとともに、早急に事故原因及び再発防止措置等について説明を行うよう強く求めたところであります。県としましては、引き続き、県民の目に見える形で基地負担が軽減されるよう粘り強く働きかけ

ていきたいと考えております。

次に、37ページをごらんください。

陳情平成25年第58号嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1及び2について、陳情平成25年第57号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3について、平成22年5月28日に発表された日米安全保障協議委員会共同発表においては、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除を決定し、その他の措置についての協議を継続するとされております。また、平成23年6月21日に発表された日米安全保障協議委員会文書においては、ホテル・ホテル訓練区域に関するさらなる措置を含む沖縄における影響の緩和のためのさらなる方法を引き続き探求するとされております。県としましては、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除については、漁業関係者の要望を踏まえ、平成20年度以降要請を行ってきており、引き続き、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会等と連携しながら、あらゆる機会を通じ求めていきたいと考えております。

次に、42ページをごらんください。

陳情平成25年第75号高江ヘリ・オスプレイパッド建設工事の即時中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、2、3について、陳情第128号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

7について、知事は、これまで平成19年3月及び平成22年6月に、東村高江区の住民との話し合いを行うとともに、北部訓練場のヘリパッド建設予定地の視察を行ったところであります。北部訓練場の過半の返還について、県はSACO合意事案を着実に実施することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設について、これまでも地元と連携し住民生活及び自然環境への配慮を求めてきたところであります。

次に、45ページをごらんください。

陳情平成25年第76号沖縄における枯葉剤汚染の真相解明を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1について、陳情平成25年第25号の2の1と同じでありますので説明は省略させていただきます。

2—(1)について、県は、米国国防総省が公表した報告書について、3月末に外務省沖縄事務所から概要説明を受けております。その際の説明では、「沖縄における枯葉剤使用等の可能性等について、日本側からの累次にわたる事実

関係の確認のやりとりを受けて米側が広範な文献調査や関係者へのインタビュー等による調査を実施し、その結果を報告書として公表したものである。同報告書では、沖縄において枯葉剤が荷揚げ保管、使用もしくは埋設、または沖縄向けに運搬されたことを裏づける記録は確認できなかった旨が記載されている。報道や証言などの枯葉剤使用などの疑いについても個別に検討し、いずれも根拠のないものと結論づけている。」とのことであります。

2—(2)について、陳情平成25年第25号の2の3と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2—(3)から(5)までについて、陳情平成25年第25号の2の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、48ページをごらんください。

陳情平成25年第77号の2 米軍基地返還跡地の調査に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1—(2)及び(3)について、県は、沖縄市サッカー場でドラム缶が発見された翌日の6月14日、沖縄市が沖縄防衛局に対し、米軍の使用の有無及び土地の使用履歴について照会したとの連絡を受けました。6月20日、沖縄防衛局から県に対して連絡があり、米軍の回答は、当該ドラム缶の使用の有無は不明、当該地に建物があつた記録はないとのことであります。さらに、沖縄防衛局は米軍に対し、県民に不安を与えており、再度調査を行うよう申し入れたとの情報が入っております。6月24日に沖縄市、沖縄防衛局及び県の3者による対策会議を開催し、米軍に対し使用履歴等について求めていくことを確認したところであります。県としては、引き続き国や沖縄市等と連携し、今後の環境調査及び情報収集等、適切に対応してまいります。

1—(5)について、米軍施設・区域の返還に当たっては、昨年4月に施行された跡地利用推進法により、国の責任において支障の除去に関する措置が講じられることとなっております。今回、沖縄市サッカー場で米国製と思われるドラム缶が発見されたことについては、6月19日に県は、沖縄防衛局に対して、沖縄市や県と連携してドラム缶の内容物の特定及び土壌汚染等周辺の環境調査に迅速に対応すること、汚染があつた場合は国の責任で徹底的に周辺地域の汚染状況調査及び汚染物等の除去に取り組むよう申し入れを行っております。

2について、米軍基地を抱える地方自治体は、基地の存在及びその運用に伴い、騒音、事件・事故、環境問題などさまざまな影響を受けていることから、日米間の協議に地元の意向が反映される必要があると考えております。県としては、渉外関係主要都道県知事連絡協議会—渉外知事会と連携し、政府に対し、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する地域特別

委員会を設置するとともに、設置までの間、渉外知事会と日米両国政府との連絡会議を定期的を開催することを求めているところであります。

以上で、知事公室の所管に係る陳情25件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大浜浩志環境企画統括監。

○大浜浩志環境企画統括監 環境生活部関連の陳情につきまして、御説明いたします。環境生活部関連の陳情は継続8件、新規4件となっております。

初めに、継続8件中、処理概要に変更のある3件について、御説明いたします。

お手元の資料5ページをごらんください。

陳情平成24年第129号の2の記の5の前段につきましては、平成25年3月26日に策定した「生物多様性おきなわ戦略」に化学物質による生態系への影響について盛り込んだことに伴い、下線部のとおり処理概要を変更しております。

次に、19ページをごらんください。

陳情平成25年第24号につきましては、沖縄防衛局から崩落の原因等について報告書が提出されたことに伴い、変更があった部分について御説明させていただきます。

1の前半部分について、今回の崩落事故について、県は、平成25年2月26日に沖縄防衛局に対し、崩落の原因や崩落箇所^の赤土等流出防止対策についての報告を求めました。その後、平成25年3月28日に沖縄防衛局から報告書が提出されるとともに、崩落後の赤土等流出防止対策についての説明がありました。当該報告の内容などを精査した結果、今回の崩落は、降雨による影響、過去に実施された樹木などの伐採による影響、表流水や浸透水による影響、工事の施工による影響などの複合的な要因によって引き起こされたものだと考えております。

次に、25ページをごらんください。

陳情平成25年第26号の記の8につきましては、平成25年3月に沖縄県環境影響評価条例の改正を行ったことに伴い、変更があった部分について、御説明さ

せていただきます。

8について、なお、平成25年3月に、事業の計画段階から環境配慮を行う配慮書手続などの新たな手続を盛り込んだ条例の改正を行い、平成25年中の施行に向け取り組んでおります。当該条例の改正は、環境により配慮した環境影響評価制度の推進に資するものと考えております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

39ページをごらんください。

陳情平成25年第62号東村高江のヘリパッド予定地の自然環境立入調査に関する陳情について御説明いたします。

1、3について、事業者は、改変区域内に生育する希少な植物が事業の実施により消失することから、移植を行ったものであります。県では、当該移植植物については、必要に応じて現地調査を行い生育状況を確認しており、直近では平成25年6月13日に調査を行っております。また、今後当該事業に関する事後調査報告書が送付された際には、専門家である沖縄県環境影響評価審査会委員による現地調査を行う予定としております。

2について、当該事業において事業者は、4地区でヘリコプター着陸帯を建設するとしておりますが、これまでに、工事の着手や移植が行われたN-4地区及びH地区の現地調査を行ったところです。その他の地区についても、必要に応じて現地調査を行っていきます。

次に、43ページをごらんください。

陳情平成25年第75号高江ヘリ・オスプレイパッド建設工事の即時中止を求める陳情について御説明いたします。

4について、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書の審査は、当該事業行為に係る赤土等流出防止対策が適切かどうかの観点から行うものであります。今後、事業行為通知書が提出された場合は、当該事業行為に係る赤土等流出防止対策が適切かどうかについて慎重に審査を行うこととしております。

5について、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業は、沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではないものの、事業者がみずから同条例の趣旨を踏まえ、同条例に準じて手続を実施しております。県は、地形等への影響について、当該事業の環境影響評価図書案に対し「着陸帯について、より自然度の高い植生の改変及び盛土部分の縮小」などの意見を述べたところであります。今後の事業実施に当たり、これらの知事意見を踏まえ、地形や工法の修正等が必要かどうかは事業者により検討がなされるものと考えております。

6について、今後、事業行為通知書が提出された場合は、当該事業行為に係

る赤土等流出防止対策が適切かどうかについて、慎重に審査を行う考えであります。

次に、48ページをごらんください。

陳情平成25年第77号の2米軍基地返還跡地の調査に関する陳情について御説明いたします。

1の(1)について、沖縄市で発見されたドラム缶については、何らかの有害物質による環境汚染が懸念されることから、県では、水質汚濁防止法の趣旨に照らして地下水等の周辺環境調査を開始しております。また、沖縄市は土壌汚染対策法に基づき、沖縄防衛局は沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法一跡地利用推進法の基本理念に基づいて、ドラム缶付着物とサッカー場土壌の調査を開始しております。今後も3者が連携しながら調査を進めていくこととしております。3者はいずれも調査機関の選定、調査項目等について報道等を通じて公表しており、検体の採取についても公開で実施しております。また、分析値の評価については、環境基準やバックグラウンド値と比較して行うこととしております。今後も、透明性、専門性を確保しながら調査を進めていきたいと考えております。

49ページをごらんください。

(4)について、北谷町に持ち込まれた残土につきましては、何らかの有害物質が含まれている可能性があることから、沖縄市が調査を実施しております。県では、調査結果が明らかになるまでは、汚染の拡大を防止するため、シートで被覆するなど適切に現場保管するよう指導しているところであります。

次に、52ページをごらんください。

陳情平成25年第78号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情について御説明いたします。

1の(3)について、平成25年1月、政府は奄美・琉球を世界自然遺産登録推薦の前提となる暫定リストに掲載することを決定し、文書をユネスコに提出しました。しかしながら、世界自然遺産登録の推薦区域は未だ決定されておらず、今後、学識経験者からなる世界自然遺産候補地科学委員会での検討を踏まえ決定されることとなります。

以上、環境生活部に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、福祉保健部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

平順寧保健衛生統括監。

○平順寧保健衛生統括監 福祉保健部関連の陳情は、継続の陳情平成24年第129号の2、1件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣清涼委員長 福祉保健部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

末吉幸満土木整備統括監。

○末吉幸満土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続1件、新規3件となっております。

継続の陳情につきましては、処理概要の変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

資料の41ページをごらんください。

陳情平成25年第70号沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請を承認しない決議を求める陳情につきましては、処理概要が陳情平成25年第27号の3と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の42ページをごらんください。

陳情平成25年第75号高江ヘリ・オスプレイパッド建設工事の即時中止を求める陳情の記の8につきまして、処理概要を御説明いたします

記の8について、高江通行妨害禁止訴訟については、国と住民側が当事者であり、県は当該訴訟の当事者ではないことから、訴訟の内容に同意や不同意をする立場にはありません。国からの口頭での意見照会に対しても同意や不同意をしたことはありません。今回、黙示の同意があったと裁判所が判断したことについても、県としては、当該訴訟の当事者ではないことから、意見を述べる立場にはないものと考えております。

次に、51ページをごらんください。

陳情平成25年第78号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続きに関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

記の1(1)から(2)について、公有水面埋立承認申請書には環境保全に関し講じる措置を記載した図書が添付されていることから、当該図書の審査結果も踏まえ、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、利害関係者、地元市長及び関係行政機関の意見などを総合的に勘案し、承認するか否か判断したいと考えております。

次に、52ページをごらんください。

記の2について、補正箇所が確認できる資料を何らかの方法で公開したいと考えております。また、県民からの質疑については、適切に対応したいと考えております。

記の3(1)から(3)について、申請書に関して、県が補正を求めた事項については、適正に補正されていたことから、平成25年6月28日に告示・縦覧したところであります。埋立土砂が確保される見込みであるかどうか、有害物質を含まない土砂の調達方法及び外来種への対策については、今後の審査において確認したいと考えております。

記の4について、利害関係者の意見の集約・整理、公開については、今後検討したいと考えております。

以上で、土木建築部の所管に係る陳情4件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

増村光広農漁村基盤統括監。

○増村光広農業基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

農林水産部所管の陳情は継続1件、新規2件となっております。

継続審議となっております陳情第27号につきましては、処理概要の欄に大幅な変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

資料41ページをごらんください。

新規の陳情第70号沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請を承認しない決議を求める陳情につきましては、先ほど土木整備統括監が説明した処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の51ページをごらんください。

新規の陳情第78号普天間飛行代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情につきましても、先ほど土木整備統括監が説明した処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、農林水産部所管に係る陳情3件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 48ページ、陳情第77号の2についてお聞きします。

沖縄市のサッカー場の地中から検出されたドラム缶についてです。この問題はやはり、返還跡地の利用と米軍の遺棄物の処理の2つの問題を提起していると思っています。まず最初にお聞きしたいことは、去年の法整備がされた跡地利用推進法には適用しないわけですね。沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法―跡地利用推進法には昨年以前のものは適用されないわけですね。

○下地正之跡地対策監 昨年4月に施行されました跡地利用推進法第8条の規定に使用状況措置の徹底の規定が盛り込まれています。その使用状況の措置については、日米合同委員会の返還合意された跡地について返還実施計画を定め、それに基づき国が使用状況措置をすることになっておりますので、跡地利用推進法第8条の規定は適用されません。

○比嘉京子委員 今回の件はそれ以前の問題ですので、どの法律が対応されますか。

○又吉進知事公室長 ただいま跡地対策監が答弁したように、今回のケースに

ついて出てきたときに、それを義務づけるという法整備については未整備の部分がございます。ただ、これまでの跡地からさまざまな汚染物が出てきた事例、あるいは、今回の法の趣旨を照らして法制をつくる段階で、政府はこの法の趣旨にのっとって措置をするという形の姿勢を示しておりますので、今後、同様の事例があった場合には、当然、これは政府の責任で処理をやると理解しております。

○比嘉京子委員 では、今の話からいいますと現在のところ適用されるべき法的根拠がないと、これからの課題であると理解してよろしいですか。

○又吉進知事公室長 課題といたしますか、政府はそういうことを言明しておりますので、政府がしっかりとやると県としては理解しております。

○比嘉京子委員 そのことがあって、49ページ一番最後から2行目に一皆さんの処理概要に国の責任で徹底的に周辺地域の汚染状況云々というのが、今の趣旨から書かれたのかと思います。そこには根拠といたしますか、これによってこうなるということではないということですが、今、報道等で見ますと国内の一般法で土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法が適用されるのかということがありますけれども、それはどうですか。

○又吉進知事公室長 現在、このドラム缶が出てきたと、このドラム缶の形状、性質からいいますと、これは県民が非常に懸念しているダイオキシン類あるいは枯れ葉剤の蓋然性があるのではないかという段階です。したがって、これは県の各部局が知恵を上げて事実確認に努めると、調査をしっかりとやろうという段階です。その上で、万が一あるいは仮にそういった物質が見つかった場合には関係法令に照らし合わせてしっかりと処理するということです。

○比嘉京子委員 今回の6月定例会でも質問がありましたが、部長によりますと、これは沖縄市の工事ですよ、ですから沖縄市の調査ということが出来るわけですが、これが民間の土地であって、民間のほうの工事現場であったとしたら、今の状況からいうと民間の経費を使ってやる方向で今動いているわけですよ。この件に関しては県はどのように考えていますか。

○又吉進知事公室長 そのあたりが課題といえば、課題です。当然、汚染物質の除去等につきましては、その土地の所有者の責任があるわけですが、その由

来が米軍基地であった場合、これは先ほどの法の趣旨に照らして政府にしっかりと対応していただく。あるいは政府はその方向であると理解しています。

○比嘉京子委員 今、米軍基地由来だとおっしゃったので気になります。ここは嘉手納基地の一区画ですよね。ですから、基地の跡であったことは間違いのないわけですから、どこからの由来なのかということではなくて、やはり基地の跡利用として、このような汚染物質の処理について—2002年もそうですが、これまでにあったわけです。それを踏まえて、今日までその処分について、または浄化について、汚染物質の除去も含めてですが、民間であろうと、市町村であろうと、きちんと国の責任で全面的にやるのだという、米軍基地の跡利用であればやるという根拠がまだ示されていないことについて非常に疑問を感じます。それを早急にしないではいけません。今、このような処理概要になっていることも希望的な言い方になっています。どこにもこの根拠はありません。そうするものと考えていると言ったときに、果たしてそういう担保ができるのか、確約があるのかということをお聞きをできません。その根拠についての整備を県はどのように国と詰めていくのか、その辺の見通しだけでもお聞きしたいと思います。

○又吉進知事公室長 基地の返還跡地から汚染物質が出てくる事例はこれまでに何回かありました。特に一番大きかったものは、北谷町のドラム缶、タールが出てきた事例がございました。その場合も、当然、県は政府にその処理を求め、汚染の除去、汚染物質の保管、処理も全てこれまで国の責任でやっていただいております。同様の処理が希望というよりも、これは事実としてあるわけで、これはそういう形で今後出てきた場合には処理をされると。ただ、跡地利用推進法ができて、その趣旨でということで政府と調整ができていますのでございまして、これをある種の制度化ということについては、それはそれでまた課題として検討してまいりたいと思います。

○比嘉京子委員 では、別の角度からですが、今の県の答弁は米の国防省の報告書をほとんど、外務省を通して、それを根拠に答弁されています。しかしながら、米の陸軍化学物質庁との意見の違いをどのように考えていますか。

○又吉進知事公室長 報道でジャーナリストの方、あるいは米軍の高官といった方々の証言、あるいはジョンストン島への保管疑惑など、さまざまな報道がなされまして、その都度外務省を通して確認しております。今のところ、幸か

不幸かそういった確証が示されていないということでございまして、そういう意味では今のところ明白な証拠はないわけです。当然、県としましてはこれでこの問題、あるいは県民の不安が解消されたとは思っていませんので、引き続きいろいろなチャンネルを通じまして、アプローチをしていきたいと思っています。まずは、市町村、北谷町あるいは沖縄市といったところと意見交換をしながら、この報道に示される部分、蓋然性があるような部分につきまして、しっかりと意見交換をしながら、万が一可能性があるのであればしっかりと調査をするという姿勢でいます。

○比嘉京子委員 今、国防総省からの報告書を県は100%我々に伝えているわけですが、そこにのっとして。しかし、2003年の米陸軍化学物質庁が作成した報告書には、1972年の本土復帰まで沖縄にはダイオキシンを含むエージェントオレンジの枯れ葉剤がドラム缶、2万5000個貯蔵されていたと明記されていると。この事実確認はされましたか。

○又吉進知事公室長 去年の8月8日に、米軍が沖縄に枯れ葉剤520万リットルを貯蔵していたと認める報告書を公表していたという報道がありました。これは県として外務省に照会をいたしました。これは米陸軍化学物質庁自身が作成したものではなくて、これは米陸軍化学物質庁から委託された者が作成したものであり、また沖縄の枯れ葉剤が保管されていたという記述の部分は不正確であり、米陸軍化学物質庁及び米国政府が承知している事実とは異なるという回答が返ってきています。

○比嘉京子委員 今、私は米陸軍化学物質庁の作成した報告書と申し上げましたけれども、朝日新聞のこたしの5月9日ですが、2007年の米軍の北部訓練場での枯れ葉剤の使用も米の公文書で明らかになっているという報道がありました。その件に関しても確認をされましたか。

○又吉進知事公室長 その後のアクションについては確認中ですが、基本的な姿勢として、このような形で報道が出ることについて、県は特に非常に注意を払っています。そのときに県ができることといいますと、まずは外務省に照会をする、米側に照会することはやっています。

○比嘉京子委員 1つのルートから照会すると、客観的な資料とか、記述を検証することには事足りないと思います。やはり、県は米公文書があるときには

利用し、あるときには認めています。別の角度から、こういうときには外務省を通す。もう一つは、今の520万リットルの件ですが、朝日新聞の取材に応じている沖縄県浦添市の当山征男さん。この方が1970年から1975年、米軍に雇われてジョンストン島で毒ガス処理に従事していたと。ちょうどドラム缶が沖縄から約1000本運ばれてきたことを見たと言っています。こういった県内にいる証言者にも、客観的な意見を求めるためには皆さんも確認する必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○又吉進知事公室長 そういう報道は承知しております。報道につきまして、県は北谷町や沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の、そういった可能性が言われている市町村とは日ごろ連絡をとっています。また、環境部門とも連絡をとっていきまして、そういうことがないかということの日ごろやっているわけです。今の御質疑の証言者へのアプローチにつきましては、そういう関係機関とも連携をしながら必要に応じてやっていきたいと考えています。

○比嘉京子委員 やはりジャーナリストや一云々ではなくて、やはり米軍の陸軍化学物質庁の作成、それから今言いました米軍の2007年の公文書、証言、いわゆる周辺におけるさまざまな証言等が出てきています。それを県としては外務省を通じて、国防総省の意見だけではなくて、そういう周辺の事実確認をまずはやっていって、やはり取るに足りなかったという結論になるのであれば、それはそれでしょう。だけれども、今のところまだまだそこら辺をしっかりとやっていないということをもっと重視して、一ルートからのことで県が信用するということは、県民に対して非常に危険性をはらんでいると思います。例えば、今回の工事のときに工事担当の作業員の方がやるわけです。そういう場所であるということの危機感をもっと持っていかないと。私は詳しくないですが、福祉保健部の方に聞きたいですが、そういった毒物を工事現場でやるときに、普通の作業服で普通にやっていて、果たして本当に何かをあけたときに大丈夫かどうかも含めて、跡利用と遺棄物に関する危険性、対策のあり方を、この辺で沖縄県はしっかりと対応する必要があるのではないかと思います。ダイオキシンについての危険性の情報がありましたら、教えてください。

○平順寧保健衛生統括監 福祉保健部は、そういう健康被害に関する訴え等がありましたらぜひ連絡をいただきたいということで各市町村に調整をしてきましたが、これまでにそういった事例がありません。ダイオキシンについては、さまざまな健康被害のことは常々言われていることでありまして、がんとか、

そういったことは言われていると考えております。

○**比嘉京子委員** やはり2万5000個とか、520万リットルと膨大な問題。それから非常に期間がたっている。期間がたっているために周辺の土壌からの検出、これの採取—深さとか、広がりとか、どれくらいのをやる必要があるのかを含めて、調査のあり方もさることながら、沖縄県の発している情報はまだまだ不十分さがあると思います。このことをもっと真摯に、県民の健康被害ということと、危険性ということと、これから返されるであろう米軍基地の跡利用の問題の2つの点から、これまでそのままにしてきた課題も含めて、きちんとした法整備のもと、きちんとした安全性のもとにやっていく。そして、検証を一方ルートからだけとらない。この3点を申し上げて質疑を終わります。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 1ページ、陳情第128号の北部訓練場の問題で、「6カ所のヘリ着陸帯の移設について、これまで地元と協力して自然環境への配慮を求めてきたところであります。」という処理方針になっています。具体的な自然環境への配慮はどのような中身で要求していますか。

○**又吉進知事公室長** これは随時言っているわけですが、直近ですと平成19年3月に県が出した文書の中では、米軍のヘリコプターが東村高江区の住宅上空を飛行することのないよう実効性のある具体的な措置を講じること。住宅上空や生活道路上空を除外して飛行ルートを設定するなどの措置を講じること。夜間、同地域及びその近傍におけるヘリコプターの飛行を行わない等の措置を講じること。供用開始後2年間実施するとしているヘリコプターの騒音の連続測定については、その結果は毎月定期的に住民に説明するとともに、騒音が住民の生活環境に影響を及ぼしている場合には、騒音低減のために具体的な措置を講じるように米側に申し入れるということ。さらにその他として、ヘリコプター着陸帯の運用が地域住民の生活環境等に著しい影響を及ぼす場合には、生活環境の保全措置等を講じること。こういったことを要望しております。

○**嘉陽宗儀委員** 私の質疑の趣旨は、6カ所もつくられると自然環境が破壊されるのではないかということです。そうしますと、これは75メートルの着陸帯になりますが、これは県の環境基準には違反しているではありませんか。当

然、環境アセスメントを受けなくてはいけないのではないですか。

○大浜浩志環境企画統括監 滑走路につきましては、30メートル以上という形になっています。環境影響評価条例の中では、ヘリポートという規定です。ヘリポートとしたことにつきましては、この着陸帯—ヘリパッドだけのものではなくて、そこも含めて格納庫や進入路なども、ポートとしてなるようなものを想定しております。着陸帯のみでは対象ではないという形で見えています。

○嘉陽宗儀委員 環境基準からいいますと、乱開発を許さない、自然環境を守るという立場から、これ以上の面積を開発すると自然環境を守るためにはだめだと、環境アセスメントが必要だという立場ですよね。ところが、滑走路ではないから幾ら大きくても—1キロメートル半径伐採されても、今の言い方ならば環境アセスメント対象になりません。

○大浜浩志環境企画統括監 要件につきましては、先ほど申し上げましたところでは、そういった規模の要件ではないということをやっています。ヘリポートにつきましては、いろいろなところで行われる場合があります。屋上でやる場合もありますし、平地のところでは農業の着陸ヘリポートを持つなどいろいろあります。今回の場合は、やはり自然豊かなヤンバルで行われるということで、いろいろと調整した結果、事業者のほうで自主的に行っていきましようという形で手続が進んでいったということになります。

○嘉陽宗儀委員 これはずっと前の米軍基地関係特別委員会でも聞きましたけれども、結局、皆さんの言い分は着陸帯だけだからこれは該当しない。着陸帯は自衛隊法ですよね。国は、県の環境保全条例ではなくて、自衛隊法に基づいてみなしアセスメントをしたと言っているわけですよね。どうですか。

○大浜浩志環境企画統括監 陸上ヘリポートにつきましては、自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上ヘリポートとなっています。先ほど申し上げましたとおり、着陸帯、設置帯のみではやはりポートという概念に入りませんので、対象事業ではないと。しかし、先ほど言いましたように、大事なところで行いますので、趣旨に準じて手続を行ってくださいという形での手続の進め方になります。

○嘉陽宗儀委員 沖縄防衛局も、さすがに、これほど大きな樹木を伐採する開

発のやり方は自然破壊だという住民の抗議の声が出てきたものですから、それで着陸帯だけであれば幾ら大きくても環境アセスメントはしなくてもいいというところをどうしても国が対応しなくてはいけなくなり、自衛隊法を用いてみなしアセスメントをしたと。こういう経過がありますよね。

○大浜浩志環境企画統括監 当初のほうは記憶が定かではありませんが、事業者一沖縄防衛局としては、環境影響評価につきましては行うという形でおりましたけれども、手続を踏むかというところでの相談があったと記憶しております。その中では対象事業ではないので、そのように処理しましたが、条例の手続に準じてやっていく形でなっていて、方法書、準備書、評価書という手続に準じて進んでいったという経緯です。

○嘉陽宗儀委員 結局、皆さん方は、着陸帯しかないから環境アセスメントをしていないと、結局はみなしアセスメントだということになっています。ヤンバルを世界遺産登録しようという重要な時期に、本来ならば環境アセスメントをしなくてはいけないけれども、ヘリポートでないから幾ら大きくてもやりませんというやり方は問題があるので、改めてこの6つのヘリパッド建設について、どのように自然環境を守るかについて厳密に環境調査をしていく必要があるのではないですか。

○大浜浩志環境企画統括監 環境影響評価の調査につきましては事業者が行うものでございますので、環境影響評価の手続に基づいてきちんと対策をとるよう事業者に指導していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 そうしますと、事業者にお願いして、県としては特別な対策をとらないということですね。お願いをするだけ。

○大浜浩志環境企画統括監 対策といいますか、今後、工事に入っていきますが、年度、年度で事後調査報告書が提出されてきますので、それに基づいて我々は、審査会の意見も聞いて、適切な対策が講じられるように意見を述べていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 6カ所のオスプレイパッドの建設予定地に、ノグチゲラ、ヤンバルクイナは生息していますか。

○大浜浩志環境企画統括監 当時の環境アセスメントの中でも、ノグチゲラの営巣、生息も確認されています。

○嘉陽宗儀委員 それについてどのように保全策をとるか、方針を持っていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 基本的には影響が低減するような工事の方法、それから、見つかった際の措置を業者のほうできちんととっていただく形になると思います。営巣がある時期につきましては、工事の中断や、そこを避けるという対策をとらせるという形で考えております。

○嘉陽宗儀委員 事業者任せではなくて、県としても特別天然記念物のノグチゲラの保全はどうしても重要課題です。そういう意味では、皆さん方なりに米軍、沖縄防衛局と調整しあって、現場の環境調査—ノグチゲラ、ヤンバルクイナの調査は少なくともやるべきではないですか。

○富永千尋自然保護課長 今、委員から御指摘のありましたヤンバル地域、特に米軍基地の中での調査の件ですが、現在、県ではマングース対策事業において、北部訓練場内でもマングースの捕獲を行っております。その中で、希少種調査ということで、捕獲をしている方たちが目視した希少動物—全部で6種類いますが、その6種類について基地内でも調査を行っております。

○嘉陽宗儀委員 皆さんの貴重種の保全ではマングースのことは書いていますが、ノグチゲラやヤンバルクイナの保全について何も書いていないのは、どうしてですか。

○富永千尋自然保護課長 北部地区の希少種に対する一番大きな脅威は外来種です。これはマングースを初め、野良犬、野良猫など、人が遺棄した動物も含まれます。そういった影響が一番受けると思われる6種について調査をして、マングース事業の効果を測定しているという状況です。

○嘉陽宗儀委員 皆さんはあちらこちらにマングースの防除事業を書いているのですが、ヤンバルの貴重種の生息環境を脅かしている最大の要因は皆伐です。丸坊主。すみかがなくなる。営巣が全て伐採されるという実態は調査してますか。

○富永千尋自然保護課長 特に県ではレッドデータオキナワという希少種に関するリストを挙げています。その中で、主に生存に関する脅威ということで、こういった希少生物にどういったものが影響するかということに記載しています。その中で、確かに森林の皆伐、ダムの建設、ゴルフ場開発が掲げられています。またあわせて、そういった外来種も大きな脅威になっていると記載されています。

○嘉陽宗儀委員 マングース対策をやらないでとは言わないけれども、生育環境を脅かしているのは、皆伐含めて大規模な自然破壊ですから、それについても具体的な対応をしてください。

○富永千尋自然保護課長 皆伐の課題につきましては、地元で林業を営んでいる方たちもおりますので、こういった方たちとの調整が今後重要になってくると考えます。そういう意味で、今回自然遺産登録に向けて国立公園化ということで、ヤンバル区域における保全と利用のあり方がこれからしっかりと議論されて、しっかりと形になっていくものと考えております。

○嘉陽宗儀委員 環境の件でもう一つ聞きます。ヘリパッドをつくって、いろいろ貴重種については移植するということでしたけれども、今までの移植事業はきちんと成功していますか。

○大浜浩志環境企画統括監 環境アセスメントを行った各種事業で、移植等の代償処置を行っている事業がございますが、成功、不成功と一概には言えずに、きちんとされているところもありますし、状況も悪いということもあり、その都度必要な助言をしているという状況です。

○嘉陽宗儀委員 特にN-4地区はどうなっていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 ことしの2月と6月に現地を確認しております。N-4地区につきまして、改変される区域にあった希少種を移植したという形になっていますが、当初から含めて17株移植して8株が枯死したという形になっています。9種は生存しています。

○嘉陽宗儀委員 基本的には防衛局も認めていることですが、移植した8割程度は枯れています。貴重種は移植して成功するはずはありません。その気象条

件、土質含めて、そこで生息しているから貴重種であって、よそに移してから生息ができるかという、生息条件が違えば貴重種でもなくなりますが、一般的には長い風雪にさらされて生き抜いてきたものは、環境を変えられたら死滅します。これが実験的に失敗したことははっきりしていますよね。それははっきりしているのに、今後も引き続きこのように失敗するようなやり方で貴重種を絶滅させる方向で県は事業に協力するのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 移植の失敗については、基本的には同じような条件の生息地に移植するという条件です。いろいろな要件がございます。移植の時期、移植の方法がございます。我々もN-4地区の移植場所を見ている中では、やはり地形的に問題がある場合もあるのかということもありますので、それも含めて今後事後調査報告書が出てきますので、その中でしっかりと審査していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 これ以上質疑してもいい回答が出てきそうにないので、前に進みます。

次に、12ページ、陳情第172号の一番最後の部分、S A C O合意の着実な実施に向けて取り組んでいきたいと考えておりますとありますが、今、どのような取り組みをしますか。

○又吉進知事公室長 取り組みといいますと、これは日米両政府がS A C Oの合意事案について、それぞれ調整をしているものと承知しております。県としては、その取り組みに当たっては、日米両政府に地元の状況をしっかりと伝えるということです。外交的な話し合いの中に、なかなか県が参加することは難しいわけですが、これは沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通じて県の要望をしっかりと伝えるということです。

○嘉陽宗儀委員 S A C O合意は17年前に発表されてから、一貫して県内移設条件つきで返還とって処理をしています。処理方針が余り変わりません。着実なS A C O合意の実践によって基地の返還を求めるといっても、移設条件つきなものですから、なかなか進みません。やはり、S A C O合意については、改めて移設条件つきではない返還方法を県は検討し直すべきではないですか。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃった移設条件つきでない返還方法がどういったものかということとはなかなかわかりませんが、あるいはそれが移設条件なしで即時返還という意味であれば、本会議で知事が申しあげましたように、それは現実的ではないだろうと考えております。

○嘉陽宗儀委員 次に、25ページ、陳情第26号について。最後の欄の、「環境影響評価制度の推進に資するものと考えています。」ということの中身がよくわかりませんが、これはどのように考えていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 今回の条例の改正につきましては、現在までは方法書、準備書、評価書という3段階の方法に別れておりました。この中では事業の一規模が決まった段階で手続が行われるということで、環境影響への配慮が一对策の幅が狭くなるという意見もありましたので、その前段の事業の一規模を決める計画段階で環境影響評価の手続を入れるということで、配慮書の手続を入れる形になりました。事業の決定の段階で、環境影響評価の手続を入れるので、そういう観点で環境に資するというということで我々は配慮書手続を推進していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 次に、26ページ、陳情第27号の埋立事業について、36項目、404件の不適切な事項を指摘したとありますが、埋立申請が出されましたがこれはどうなっていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 環境影響評価法、条例の手続の中のことで、環境影響評価書に我々は意見を言って、補正評価書が出されてきました。補正評価書につきましては、意見を言う手続はございませんでしたので、そのまま広告縦覧して手続が終了しております。これが十分に反映されているかどうかにつきましては、今現在行われている埋立承認申請の中で、環境に配慮したことになってきていると思いますので、その辺のところをきちんと審査していくということで考えております。

○嘉陽宗儀委員 私が聞いていることは、指摘した問題がどのように処理されていたのか確認したのかと聞いています。

○大浜浩志環境企画統括監 6月28日に広告縦覧して、我々のところには正式に意見照会が来ておりませんが、広告縦覧した中で我々も一ホームページに載

っていますので、チェックをしつつあります。その中で意見が反映されている、されていないというものをチェックしている段階です。

○嘉陽宗儀委員 最終段階になっても結果が十分になっていないけれども、違法なものがたくさん出てきています。例えば、埋立土砂についてもあちらこちらからとってくるということで、外来種の混入の危険性があると。我が党の笠井亮議員が国会でも取り上げて、防衛省が答弁しているのは、外来種もどんどん持ち込まれる危険性があると。それについて沖縄県の皆さん方が相当神経をとがらせて点検しないと、沖縄そのものが大変なことになるのではないですか。

○松田了海岸防災課副参事 現在、公有水面埋立承認申請書の告示縦覧を行っておりますけれども、今後、告示縦覧が終わりましたら内容審査の手続に入る予定になっています。その中で環境保全図書—いわゆるアセスメント図書も添付されておりますので、その中身も十分に審査していく予定にしております。

○嘉陽宗儀委員 防衛省の伊藤盛夫経理装備局長は、調達の業務報告書の中で、土砂量が余りにも膨大、ピーク時に約90万立方メートルの土砂不足が報告されています。結構いろいろな建設残土、リサイクル材など、供給しきれなかったいろいろなものが持ち込まれますと、この報告書にありますということで、国会で問題にしました。これは皆さんは情報としてつかんでいますか、

○松田了海岸防災課副参事 報告書については入手しております、現在内容を精査しております。これも含めて内容審査の段階で、事業者のほうに土砂の調達の見込み等について確認をしていく予定にしております。

○嘉陽宗儀委員 しっかりと確認をして、沖縄の生態系が破壊されます。環境だけではなくて、生態系そのものが破壊されるというおそれが出ていますので、これは皆さん方が今後の仕事の上で監視してください。

次に、35ページのF15について聞きます。

私どもが抗議に行って、米軍当局はきちんと整備して飛行していますという答弁をしていましたが、墜落してから緊急着陸が大分ありましたよね。何回発生してますか。

○運天修基地対策課長 私どもで確認しているのは、7月3日までで18件の緊急着陸ということで確認しております。

○嘉陽宗儀委員 米軍は十分な点検を行っています、安全上問題ありませんということで、この米軍基地関係特別委員会で抗議に行ったときに説明を受けましたけれども、その翌日からこういったことがどんどん起こっている事態について、何が原因だと思いますか。

○又吉進知事公室長 米軍はこれを緊急着陸とは言っておりませんで、予防着陸と言っているわけです。そこに県がそのまま納得したのかというと、そうではございません。何らかの理由があったのではないかと考えております。しかしながら、一般論として戦闘機のふぐあい、あるいはそういったものを、運用側がそのまま放置することはしないだろうと。ただ、やはり徹底的な安全管理ということは、県としては何度も何度もこういった事故が繰り返される中で言っているという状況です。したがって、県は今後とも一層の安全管理、再発防止を求めるという立場で米軍に対しているわけです。

○嘉陽宗儀委員 私は米軍基地関係特別委員会の委員の皆さんと抗議に行ったときに、F15は運用が開始されてから40年経過していると言いました。金属の疲労が相当進行していると思われるので、それに対してX線検査などできちんとやっていると言っているけれども、金属疲労はX線検査ではなかなかわかりません。ですから、今後もどんどん墜落の危険性があるということで指摘しました。案の定、緊急着陸がずっと続いています。ですから、このF15欠陥機、やはりこれは、沖縄県の上空では飛行はさせないという立場で改めて申し入れをしていくべきではありませんか。

○又吉進知事公室長 F15につきましては、機齢が県の推定でも35年ぐらいたっているだろうと考えております。ただ安全管理の徹底というものがさまざまな一今委員のおっしゃった検査も含めて、あるいはパイロットの訓練、あるいは飛行経路の見直しといったところがあると思いますので、そういったところを米軍としてやっていただきたいということを求めていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 43ページ、陳情第75号、東村高江ヘリパッドの住民を訴えた件で判決が出ました。これは県は、国と住民が当事者であることから裁判についてはあれこれ言えないと、私ども党の議員に対して答弁しております。当事者の間について言えないことはわかりますが、県の施設であれば道路法上も勝手に使ってはいけないということを国はやってはいけない、通行妨害という話

は成立しないのに、国は使うなどと言って、県が黙示の同意をしたと裁判長が言っていますが、これは皆さんは不本意だと思いませんか。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほども処理概要のところでも述べましたけれども、我々としては裁判の当事者ではないということで、意見を述べる立場にないと考えております。ただいま委員がおっしゃるように、道路は工種に差別なく公開となっていますので、通行する者を妨害する者との争いにつきましては、その当事者で解決するものだと考えております。

○嘉陽宗儀委員 通行妨害しているというけれども、防衛局が封じて住民側に使わせないということをして以前やっていたときに私は防衛局に行って、この道路は県の道路である、それを国が勝手に封鎖して地域住民に使わせないということは県民が往来する自由を妨害するということで、自由往来妨害罪で刑事告訴するとかなり厳しく追及しました。そうするとかなり防衛局は慌てて、そうしない前にとということで、急いで県にどうにか提供施設に編入してほしいと、皆さん方が編入手続きしてしまいました。今の問題は、提供施設ではないところでの裁判になっていて、あくまで公共用地です。それについて、県が使うなど黙示の同意をしたと言っていることに、関係ありませんではなくて、少なくともけしからんぐらいは言うべきではありませんか。

○末吉幸満土木整備統括監 答弁が同じになりますが、私ども道路管理者としては、この裁判に対して立ち入るような関係性ではないと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 33ページ、陳情第42号廃弾処理及び訓練による爆発音、振動被害に関する陳情です。今、県内に廃弾処理及び訓練場は何カ所、どこどこにありますか。

○運天修基地対策課長 私どもで把握しているのは4カ所です。キャンプ・ハンセンに2カ所、キャンプ・シュワブに1カ所、嘉手納弾薬庫地区に1カ所です。

○末松文信委員 ここではキャンプ・シュワブの廃弾処理場についてお聞きし

ます。訓練の内容は把握していますか。

○運天修基地対策課長 廃弾処理及び訓練を実施していると承知しております。

○末松文信委員 それはわかります。どういう中身になっているのかわかりますか。

○運天修基地対策課長 私どもが防衛局に問い合わせ承知しているのは、そういう内容です。

○末松文信委員 中身は承知していないということですか。

○運天修基地対策課長 訓練の詳細については承知しておりません。

○末松文信委員 これは米軍の廃弾処理と訓練だけですか、自衛隊も含まれていますか。

○運天修基地対策課長 キャンプ・シュワブでは以前には自衛隊もやっていたと聞いた覚えはありますが、現時点では詳細は把握しておりません。

○末松文信委員 これについては調査してください。

陳情の中身ですが、これは具体的な陳情になっていますけれども、2番目に「管理規程を公表して、ルールにのっとって」とありますが、管理規程やルールは承知していますか。

○運天修基地対策課長 防衛局に問い合わせたところ、管理規程については公表されていないと。しかしながら、米軍が訓練等の活動を行うに当たっては、必要な安全策を講じて行っているということです。

○末松文信委員 あることは、あるのですね。

○運天修基地対策課長 公表していないということですから、あるものだと思います。

○末松文信委員 以前にも重機関銃の被弾事故があつて、そのときにも議論したのですが、このルールや管理規程がきちんと守られているのかということがあつて、そのことについてはまた皆さんからも要請してほしいです。

次に、3番目にありますが、窓ガラスが飛散したりするぐらいの爆音だったり、爆風だったり、振動が実態としてあるわけです。これについて、実際に調査したことはありますか。

○又吉進知事公室長 そういう事例があつたかどうかも含めて事実確認をしておりません。ただ当然ながら、そういうことがあれば要請、陳情の趣旨に沿つてしっかりと対処を求めるということになるかと思ひます。

○末松文信委員 あるから陳情が出ています。あるかどうかという話ではなくて、実態としてあります。私も経験しています。実態としてあるので、そのことについて、県としても把握しないと米軍や日本政府に対しても要請はできないと思ひます。実態を把握する必要があると思ひます。いわゆる4番目にいつていることは、爆発音や振動、私から言ひますと爆風についてもしっかりと調査する必要があるだろうと思ひています。このことについて今、処理内容について触れていないので、どのように考へているのかも含めて教へてください。

○大浜浩志環境企画統括監 廃弾処理等の測定実績ですが、名護市が平成25年1月から5月まで調査をしております。その中で計22回の爆破の音があつたということです。その中では100デシベルを超える騒音が5回ほど記録されたと聞いております。

○末松文信委員 その調査状況はいいのですが、どの程度の爆風であれば建物に被害が起きるのか。今、地域から建物の被害調査をやつてほしいという要望があると思ひます。実際に現場を調査してみないとこういつたことは出ないでしょうし、専門的に科学的に一物理的にこのぐらいの量であれば影響を与えるという基準はありますか。

○大浜浩志環境企画統括監 爆風による基準があるかということについて、今のところ私のところではわかりません。多分、ないのではないかと思ひます。それも含めて名護市と状況を聞いて、対応していきたくと思ひます。

○末松文信委員 実際にこういつた陳情は今回に限つたことではないと思ひま

す。今までずっとあると思います。これは抜本的に考えてもらわないと、いつまでもこのような状況で、廃弾処理場のある地域にとっては大変なことです。このことだけは念頭に置いて対応をしていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 陳情第41号、31ページです。F15の負担の軽減ということで、一部の訓練を移転するというのでやっておきながら、F22が、報道だと1月から4カ月ということのふれ込みだったのがまだ居座っていて、180日くらいになっていると思います。それもアメリカの予算が削られて動けないという、そういった情けない話で負担をずっと押しつけている状況です。F18フォーネットやハリアー、CH46などの外来機がどんどん来て負担軽減どころではないという現状にあると思います。そういう意味では、まさに住民にとってみれば非常に我慢の限界に来ていると思います。

ところで、航空機騒音規制措置がありますが、これは何年にできましたか。

○又吉進知事公室長 平成8年の日米合同委員会合意と承知しております。

○玉城義和委員 まさに平成8年にできたときには鳴り物入りで、早朝や深夜は騒音がなくなるというふれ込みで、日米合同委員会の一大成果といいますか、過大に宣伝されたことを記憶しています。ほとんどこれは実態としては守られていないということだと思います。航空機騒音規制措置ができてから、深夜並びに早朝—22時から翌朝6時の間の騒音回数はどれくらいありましたか。

○城間博正環境保全課長 平成23年度の測定結果になりますが、嘉手納飛行場周辺においては、飛行が制限されております22時から翌朝6時の間の騒音発生回数は、一番多いところで—嘉手納町が設置している測定局の嘉手納測定局で、月に467.9回。普天間飛行場周辺においては上大謝名局が一番多いのですが、騒音発生回数は44.3回です。

○玉城義和委員 嘉手納飛行場で平成23年度の1年間で何回ですか。

○城間博正環境保全課長 データが月平均しかなく、月で467.9回になっています。

○玉城義和委員 月平均で400幾らですか。嘉手納町の統計ですと、この3年間で連続で年間4500回を超えているということですね。これは確認できますか。

○大浜浩志環境企画統括監 嘉手納町が測定している箇所がありますが、そこでは超えております。

○玉城義和委員 私がなぜそういったことを聞いているかといいますと、現状の把握もそうですが、この航空機の騒音規制措置がいかなる実態なのかを明らかにしたいから聞いています。ですから、平成8年にできて深夜についてもきちんとやると言っていて、日米合同委員会でやったのに実態は違うのではないかとするために言っています。平成8年から統計をとり出したのがいつなのかわかりませんが、実態はどうですか。年間幾らくらいありますか。それとも航空機騒音規制措置ができた前後はどうなっていますか。かえってふえているのではないですか。

○城間博正環境保全課長 航空機騒音規制措置前の平成7年、同じ嘉手納測定局で比較しますと、月平均の発生回数が170.6回、去年が467.9回という結果です。

○玉城義和委員 ふえているのですよね。要するに平成8年を境にして、むしろふえているわけです。この日米合同委員会の措置がいかに実効性を持たないかということが出ています。そういう意味では、もう一度きちんと日米合同委員会に申し入れをするとか、つまりどうなっているのかと、何のための措置なのかということをもう少し本気でやらないと、周辺住民はたまったものではありません。そこは実際の問題としてどうですか。

○又吉進知事公室長 今、委員の発言といいますか、御懸念といいますか、それはそのとおりだと考えます。それは何度も答弁しておりますが、航空機騒音規制措置があるにもかかわらず、外来機の飛来等によって負担軽減は実現されていないということが県の認識です。

○玉城義和委員 そういった措置がありながら、どうして深夜、早朝にそういうことが出てくるのか、これはどのように考えていますか。

○又吉進知事公室長 再三問い合わせをしていますが、やはり運用の所要にかかわるものを除きという形で、そのエクスキューズという機能はわかりませんが、飛行を認める形に合意がなっているということに原因があると思います。

○玉城義和委員 もとよりこの航空機騒音規制措置を読めば、非常に不十分で、運用の余地は残されていて、向こうの裁量の範囲でしか出ていません。こちらが夜でも地球の裏側は昼間ですので、戦争というものはそういうもので、一々住民が寝ているから戦地に行かないというわけにはいかないという、基地はそういうものだと思って、基地はつくらせないということを話をしているわけです。いずれにしても、日本政府を含めてそのまま放っておくわけにはいきませんので、外来機もどんどん来ているので、もっと実効のある措置をどのようにすればいいのか少し考えていただきたいと思います。

○又吉進知事公室長 なかなか前に進まない、知事は何度ものれんに腕押しといった発言もしているわけですが、まさに委員のおっしゃるとおりでして、県としては強く、強く求めてまいりたいと思います。

○玉城義和委員 いつもむなしい話で、日本政府も日本の領空、領海で何が起きているのかもわからないし、先ほどの話も運用のことでみんなわからないと。こういった情けない話で一主権国家としては情けないといつも思っています。特に沖縄からはそれがよく感じられます。

次に陳情第78号、51ページです。公有水面埋立申請に係る陳情についてお聞きします。この広告縦覧はいつまでですか。

○末吉幸満土木整備統括監 7月18日までです。

○玉城義和委員 広告縦覧が開示されたわけですが、沖縄県が沖縄防衛局に要求した36項目は適切に補正されたという判断のもとで広告縦覧を始めたわけですか。

○末吉幸満土木整備統括監 はい、そのとおりです。

○玉城義和委員 現行の広告縦覧においては、補正されたであろうと思われる申請書が示されただけで、補正前、県が出した補正項目、この前後の比較は県民にとって不可能です。ここはどのように説明しますか。

○末吉幸満土木整備統括監 沖縄防衛局で補正した内容がわかるような資料は、近々どのような格好でやるか今検討しているところです。やりたいと考えております。

○玉城義和委員 最初の土木整備統括監の答弁は、県が出した項目は適正に補正されたという前提でやっていますということですよね。今の答弁と違います。

○末吉幸満土木整備統括監 最初の埋立申請を受け付けまして、形式審査をやりました。形式審査の中でそれぞれの項目、例えば、願書の内容がきちんと記載されているのかなどを調べます。それから広告縦覧しておりますが、それから内容審査で、今まで皆様が言われるような指摘を当然審査していく状況になります。

○玉城義和委員 それはおかしいです。県民に広告縦覧をしてこれで判断してくださいと、意見を出してくださいという話ですよ。当然そこは、形式審査か内容審査かということを超えて、一定の県の出した補正について適切にされているという前提がなければ、県民に広告縦覧をして意見を求めることは成り立たないのではないですか。内容はこれからですということは、話になりません。では、県民は何を当てにして意見を出しますか。

○末吉幸満土木整備統括監 埋立申請書そのものは、補正されたものが申請書になります。その中で記述が不十分なところ、あるいは内容が明確ではないところは、今後の審査の中で我々指摘はしていきます。指摘して、防衛局の答えを求めます。

○玉城義和委員 そうではなくて、土木整備統括監は先ほど、適切に補正されたという前提でやっていますと。それが当然前提でないと広告縦覧に付せないわけですよ。県民の意見を聞いたり、あるいは地元の市長の意見を聞くわけですから。それを聞いた後に実は不十分でしたと、内容はこれからですという話にはならないのではないですか。ですから、先ほど土木整備統括監は適切に補正されたという前提に立っているとおっしゃったわけですよ。そういうことであれば、前後のどこがどのように補正されたのかということ平行して、県民にここがこうなりましたということは何らかの形で出さなくてはいけないのではないですか。

○末吉幸満土木整備統括監 今回の申請書のどこが補正されたかがわかる資料は、先ほど申し上げましたとおり開示する方向で準備を進めております。

○玉城義和委員 7月18日までですよ。この間に出すのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 はい、そのつもりで作業を進めています。

○玉城義和委員 当然、それができて初めて告示縦覧を出すことが筋ではないですか。なぜ途中から。きょうは7月9日です。土日挟んでどのようにしますか。前に意見を書いて出した人はどうなるのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 補正されたものが今広告縦覧しているものです。今、広告縦覧している申請書のどこが我々の指摘で変わったかということがわかる資料を準備しています。

○玉城義和委員 当然、それが出て初めて広告縦覧を始めるのではないですか。前後のどこがどのように変わったのかがわからないうちに広告縦覧を始めて、途中から出しますという話にはならないのではないですか。

○末吉幸満土木整備統括監 補正前の申請書は、形式審査の中で、埋立申請の体をなしていないといいますか、十分ではないということで我々は判断し、補正を求めています。補正を求めたものが今の広告縦覧されている申請書になります。今、開示している、告示縦覧している申請書は我々が補正を求めて、その内容に応じたものです。私どもが先ほどから説明していることは、その中のどこが変わったかということはしっかりと示していきたいと考えております。

○玉城義和委員 7月18日という期限はもう変更はないのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 7月18日は期限はそのままです。

○玉城義和委員 今、おっしゃいましたどこが変わって、どこが補正されたかというものはいつ開示しますか。

○末吉幸満土木整備統括監 できる限り早くと思っておりますが、遅くとも今週

中には出したいと思っています。

○玉城義和委員 7月18日は来週の金曜日、今週いっぱい出すと13日、14日15日は休みで2日しかないのに、どうしてこれが周知徹底になりますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今回の広告縦覧の場所は以前と違いまして、当然ホームページ等で公開しております。埋立申請書自体を公開しております。ですから、それも含めて御理解いただきたいと思います。実質的に見る時間は、土曜日、日曜日、月曜日でもホームページ等でごらんになれる状況になっています。作業期間が2日ということはなかりょうと思っています。

○玉城義和委員 途中からそのように考えましたか、それとも最初からそうだったつもりでしたか。

○末吉幸満土木整備統括監 補正前のものと補正後のものを開示すべきかどうかを検討していたということが1点。それから、技術的にどのような方法でやればいいのかということを検討したことで時間をいただきました。

○玉城義和委員 開示すべきかどうかも含めて広告縦覧してから議論をしたと。そういうことはおかしいと思います。そうであれば、もう少し期間を延ばすとか、これまでに書いて出した県民の意見は、その後に土木整備統括監がおっしゃるようなことが出て後では意見が違うかもしれません。そういった心配はありませんか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは、利害関係者の意見は、あくまでも補正後の申請書に対してのものを求めるところです。

○玉城義和委員 なかなか支離滅裂で、非常に拙速といいますか、こういった重大なことをするには極めて手続的なところも、初歩的なミスがあるのではないかと思います。要するに、県民にわかりにくく不透明です。そういう意味では、こういった継ぎはぎだらけの話をせざるを得ない状況にあるのではないかと思います。早目に出して、できるのであれば7月18日ではなくて、1週間くらい延期することも検討していただきたいですが、どうですか。

○末吉幸満土木整備統括監 告示縦覧の期間は埋立法で3週間と決まっていま

すので、我々はこれに準じてやっていきたいと思えます。

○玉城義和委員 土砂についてですが、1700万立方メートルということですが、その調達先、量がなかなかはっきりしません。これは極めて重要なことで、これが明確にならないうちに埋め立てを前提とした申請書を広告縦覧することについては極めて問題があるのではないかと思います。どうですか。

○松田了海岸防災課副参事 購入土砂—海砂及び岩ズリについては、購入予定業者の最終場所の予定地が記載されてございます。

○玉城義和委員 それは例えば、アバウトにどこどこという話ですよ。もっと細かく、この地域のこの場所で幾らということは出てますか。

○松田了海岸防災課副参事 海砂については、これまでの事例と同程度の記載状況で採取場所が6カ所記載されております。それから、岩ズリについては、採取場所の15カ所が市町村名及び地図上で位置がわかるような形で記載されております。

○玉城義和委員 国会の質問を見ると、外国からという話も議論の中に出ているようなこともあります。そういう意味では極めて不確定、不安定ではないですか。もう一つは、名護市の市有地からの、最初は名護市長は断ると言っていました。その辺も含めて、本当にそれで1700万立方メートルは足りていますか。

○松田了海岸防災課副参事 今、申請書の中では山土、キャンプ・シュワブ及びその周辺域、それから海砂が沖縄島周辺の6カ所、岩ズリについては沖縄、九州、瀬戸内の15カ所ということで全量を確保できる見込みであるという記載になっています。今後の内容審査において、記載どおり調達できる見込みであるかどうかは確認してまいりたいと考えております。

○玉城義和委員 これは当然、採取先との契約や合意、あるいは名護市長自体がキャンプ・シュワブの市有地からはとらせないと断っているわけですから、それで十分ですという話にはなりません。つじつま合わせのためにやっているわけで、そういう意味では、極めて不十分な条件の中での広告縦覧であると思えます。もう一つ、利害関係者の意見の集約があります。これは、集約した後に知事判断にはどのように生かされますか。

○末吉幸満土木整備統括監 公有水面埋立法におきまして、利害関係者の意見を公表する旨の規定はございません。法令上も公表を前提として利害関係者からの意見を聴取しているわけではございません。当然、我々としては利害関係者からの意見も踏まえて、我々は免許を出すか、出さないかを判断すると。これまでもそのように議会でも答弁させていただいておりますので、それはきちんとやっていきます。ただ、これまでの県の運用におきまして公表を行っておりませんが、これほどの県民の関心、国民の関心が深い事案ですので、何らかの方法で公表できるように検討していきたいと考えております。

○玉城義和委員 法的な規制はないのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 意見を公表する旨の規定はないということで、説明いたしました。

○玉城義和委員 公有水面埋立免許の流れを見ますと、認可の過程で利害関係者の意見、地元市町村長の意見、関係行政機関の意見に対する評価と書いていますが、これは関係ないのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 当然、利害関係者、関係市町村の長の意見を踏まえて、我々は免許を出すか出さないかを判断します。

○玉城義和委員 それを聞いています。これは好意的な配慮ですか。聞かなくてもいいのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 利害関係者の意見を聞くことは、当然法律に定めていることとなります。先ほど、私が説明しましたのは、意見を公表するかどうかの旨の規定がされていないということです。当然、利害関係者の意見は聞いて反映することとなります。

○玉城義和委員 どのように生かすのかということです。最初から知事意見にどのように反映させるのかと聞いています。

○末吉幸満土木整備統括監 公有水面埋立の技術のハンドブックの内容を読み上げさせていただきますと、その中で利害関係者の意見の取り扱いの説明がご

ざいます。意見の形式、内容は自由であり、これに直ちに拘束されるものではない。文字どおり免許権者の裁量に基づく判断の中に、自由に反映させればよいと記載されております。

○玉城義和委員 共同通信の記事によりますと、4月に県が共同通信に提供した名護漁協の3月の臨時総会の議事録の内容が、県が黒く塗り潰して出したということがあります。それについて少し説明してください。

○末吉幸満土木整備統括監 今回の埋立申請の公表をするときに、名護漁協のほうに問い合わせをさせていただきました。その際に名護漁協のほうから議事録の一部が公開された場合、個人が特定されるおそれがあると。また、今後沖縄防衛局との補償額について交渉していく側の当該箇所が公になることにより、組合と沖縄防衛局の信頼関係に影響が及ぶおそれがあるという意見がありまして、非公開にしてくださいという求めがあり、私どもはそれに応じたということです。

○玉城義和委員 海は個人のものではなく、それを埋め立てる埋め立てないは重大な問題です。それについて責任を持って議論をすることは、漁民であろうと、誰であろうと当たり前です。公にできないような議論は本来あり得ないはずです。共同通信には出しているわけです。もう一つ言えば、この議事録はそもそも那覇防衛局に出したのではないですか。県は那覇防衛局からもらっていますよね。那覇防衛局には既に出されているわけです。ですから、なぜ黒く塗り潰す必要があるのか、ここはわかりません。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもはこの情報の取り扱いに当たりまして、沖縄県の情報公開条例を参考にしました。この中では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、年月日、その他の機密性により特定の個人を識別することができるものについては不開示にすることが定められています。それを準用させていただきました。

○玉城義和委員 プライベートな、個人の財産ならばわかります、これは海を埋め立てるという話です、これは漁民であろうと、誰であろうと責任を持たなくてはなりません。もう一つは、どういう議論によって漁協がそれを是としたのかということがわかるか、わからないかは県民の判断にとっても非常に重要です。もし、仮にこれがわかっていて意見を書くか、わからないで意見を書く

かは大違いです。そういう意味でも、情報が逆に言って公開されていないということ。土木整備統括監は逆の話をされています。県民に公表するべきです。そこで隠匿するべきではありません。そういう意味では、私は非常に県民から強い不信感を買っていると思います。こういった重要なことをやるのに、これではだめだと思います。知事公室長は基地問題担当としてどうですか。

○又吉進知事公室長 再三申し上げていますように、埋立申請につきましては法にのっとって処理すると。最終的には免許権者である県が判断することになります。したがって、しっかりと法に定められた手続や趣旨にのっとってやっていくということです。

○玉城義和委員 申し上げてきたように、一連の手続には極めて不透明さがあります。やはりわかりにくいですし、不十分さがあります。そういう意味では、今回の広告縦覧は県にとっては非常に拙速で、準備不足で、不透明な部分があるのではないかと強く感じています。恐らく陳情者もそういう意味で出しているのではないかと思います。以上を申し上げて終わります。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

休憩 午後 0 時 7 分
再開 午後 1 時 21 分

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情第129号の2と3ページです。米軍は、ベトナム戦争でたくさんの枯れ葉剤をまき散らしたのですが、どういうことでまき散らしたのですか。まき散らすということは上空散布ですから、どういった飛行機を使ったのですか。

○又吉進知事公室長 はっきりした記録が手元にありませんが、当時の私の記憶ではC119という双発のプロペラ機が主だったと思います。

○吉田勝廣委員 当時、その双発機は、どこの基地からどのように飛び立っていったのか。あるいはグアムからベトナムに移動したのか、沖縄から移動したのか、そういうことはわかりますか。

○又吉進知事公室長 詳細には承知しておりませんが、当時、ベトナムで作戦展開していた航空機は周辺の当時の南ベトナム、あるいはタイーコラードという基地がありましたが、そういったところから飛んでいたと承知しております。

○吉田勝廣委員 双発機ですから飛行距離は非常に短いわけで、それからすると、近隣諸国から飛んでいったと。例えば、今のベトナムの文献からしますと、相当な量の枯れ葉剤を運んでいるわけですね。その輸送ルートはどのような感じですか。

○又吉進知事公室長 手元に資料がなくて、それについては承知しておりません。

○吉田勝廣委員 あれだけのものを運ぶのは船、あるいは輸送機、そして現地で保管をする。やはり危険なものですので、例えば、南ベトナムやタイとかから飛行機に乗せて散布するわけですから、それだけの技術員が必要です。そういったことから考えるとルートが、例えば、沖縄を経由して向こうに行ったということは考えられませんか。

○又吉進知事公室長 今、枯れ葉剤をめぐっては、沖縄にあったのではないかというような、いろいろな証言が出ています。その証拠は出ていませんが、当時の沖縄が米軍の施政権下にあったことを考えれば、その可能性はゼロではないだろうということで、我々も大変関心を持っています。

○吉田勝廣委員 私たちも追いかけたことがあります。PCBとか枯れ葉剤がドラム缶に詰められて保管をされているという。そして、それを処理しているという情報が入って、いろいろなところを駆け回りましたが、なかなか発見することができずに。そういうことからしますと、輸送ルートから探すということと、航空機が散布していると。散布しているところからできないのかと思ったので、これは今後の課題として、ぜひそういうところからも、輸送ルートあるいは飛行機の状態からの解明が必要ではないかと思っています。答弁は必要ありません。

もう一つは、PCBですが、恩納村の通信基地から見つかって、PCBの処理もかなり難航しています。自分たちで持ち込んで自分たちで処理するわけですから、跡地利用関係からすると、基地の中で恐らくこれからもPCB問題はたくさん出てくると思います。そのPCB、恩納村から見つかったものは、今の自衛隊の内規の—今はペトリオットかな、恩納村の空軍基地に持ち込んで、そこで保管をしているという話が当時ありました。PCBの処理施設を恩納村でつくろうかという話もあり、私も現場に行きましたが、北九州に処理場があって、そこで処理できることがわかり、結局は沖縄県も約2200万円くらい毎年補助金を出して、PCBを九州や山口県に運んで、そこで処理するということがわかり、防衛省は恩納村にPCB処理場をつくることを断念した経過があります。最近の報道によると、そのPCBは今処理しつつあると聞きました。

○大浜浩志環境企画統括監 PCBは航空自衛隊恩納分屯基地のほうで保管しております。旧通信基地のほうから694本のドラム缶に入れているということと、また航空自衛隊の中にあつた汚水施設から、ドラム缶にして1112本が保管されている状況です。これにつきましては、北九州のほうの安全処理センターのほうで早々に処理が始まると聞いています。低濃度についても、微量濃度につきましても、北九州や四国の施設で処理すると聞いています。

○吉田勝廣委員 保管されているPCBはもちろん米軍のものですよね。米軍が基地を返還すると言ってから出てきたものですから、当然、米軍が処理すべきものではないかということが当時の議論でした。ここには駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律が適用できなくて、返還後に見つかったものだからということがあって、駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律をつくるときにも、そこでかなり議論になったことがあります。どこが処理をするかは別として、当時は大体平成22年ごろから処理できるのではないかということでした。それは環境企画統括監は大体わかりますか。

○大浜浩志環境企画統括監 自衛隊基地の中で処理施設をつくる計画もありましたし、それを断念して北九州のほうで処理できるという流れも承知しております。

○吉田勝廣委員 何月何日、どのように処理するという予測。北九州にそのものをいつ持っていくのかということですか。

○比嘉栄三郎環境整備課長 現在、PCBのドラム缶が約1800本あり、この処理につきましては、今年度は100本を北九州に持っていくという予定がありましたが、今年度、沖縄防衛局のほうから1800本全部一括で処理するという話がありまして、これについては現在問い合わせを行っています。

○吉田勝廣委員 つまり、やるということですね。

○比嘉栄三郎環境整備課長 はい。

○吉田勝廣委員 PCBを運ぶときには、やはり危険なものですから、そのルートも全部住民に知らせるといこと。それは大丈夫ですか。

○比嘉栄三郎環境整備課長 収集運搬にしても、処理にしても、やはり許可業者を配置して、安全かつ安心に処理—運搬処理できる体制でやっていきたいと思っています。

○吉田勝廣委員 PCBの処理に対する北九州への補助金は今まで幾らぐらい。

○比嘉栄三郎環境整備課長 手元に資料がないのですが、毎年約2100万円やっています。その資料につきましては、後で提供いたします。

○吉田勝廣委員 次に陳情第40号、29ページです。城原区のオスプレイは、特に地域住民に近くて、低周波とか一恐らく知事公室長も違反をしているという状況の情報を宜野座村からもらっていると思っています。いわゆる既設のオスプレイの施設と、例えば、今、東村高江につくろうとしているオスプレイのLZ、金武町のLZは—金武町は移設ですから、移設したところが大きくなっているのか、小さくなっているのか。それから環境関係はどうなのかと。また新しく北部訓練場から—これは国頭村のほうから東村に移るわけですが、このように新しく移設したときの大きさなり、環境問題や地元の問題は—いわゆる城原区のものは既設ですが、それと面積や環境はどのように変わっていますか。

○運天修基地対策課長 既存の着陸帯については環境レビューに記載はありませんが、建設予定のものにつきましては、150フィートの円形の着陸点を含み、そこからさらに50フィートの外側の無障害物ゾーンで囲んでいます。

○吉田勝廣委員 それは読めばわかります。私が言っているのは、これまで使っていたものは幾らの面積があって、芝生なのかパットなのかとか。それが新しくつくるときにはどういった面積になって、どういった環境にあるかということを知りたいのです。移設となるとかなり一防衛省はかなりの予算を使ってやる癖があるので。

○運天修基地対策課長 既設のランディング・ゾーンの移設や改築については、今のところ示されておられません。

○吉田勝廣委員 そういう意味ではなくて。私は既設の施設を見たことがあります。私が言っているのは、既設の状態と移設先の状態はどのように変わりますかということ。要するに既設のものを見たことがないわけですね。見たことがあるのであれば、ブルービーチのスワンに行って、そこを見ると状況がどのように変わっていくのかということが大体想像できますか。

○又吉進知事公室長 既設のヘリパッドと新設でどのように変わるかということですが、それはどのようにスペックが変わったかということでしょうけれども、今、答弁しましたように厳密な比較はやっていません。ただ、過去にヘリパッドを視察したことがあります。その形状と地面の性格等の、そのあたりの情報を入手しておられませんので、そこは情報収集していきたいと思えます。

○吉田勝廣委員 恐らく既設はつくりがシンプルで、草が生えていたり、排水が不便だったりすると思えます。それは、恐らくオスプレイとCH53やCH46の重さとか、そういう関係だと思えます。その辺はやはり環境関係に非常に関係するものですから、そこはきちんと調べたほうがいいと思えます。もう一つは、例えば、城原区の住民のところからは上空の兵隊が見えます。いわゆる製造番号も見えます。こちらは農地ですから、農地の上空を飛ぶわけですが、ここは提供施設ではありません。我が家の上空権といいますか、それは幾らかと。道具でひっかけることができそうなくらいの低空飛行です。我が家や畑、その地主の空中権といいますか、こういうものは今の日米地位協定とか防衛省関係はどのように取り扱っていますか。例えば、150メートルとか何メートルという話もありますが。

○又吉進知事公室長 これは県の理解ですが、演習場への移動につきましては

日米地位協定上認められています。ただ、その高度等につきましては航空法の適用を受けないということがあります。この状況を踏まえまして、とりわけオスプレイ、あるいはヘリコプターの着陸帯につきましては、住民地域の上空を飛ばないようにと県は再三申し上げております。また東村高江のヘリパッド建設につきましても、そのような申し入れをしております。したがって、委員がおっしゃるように、大変住民に不安あるいはそういった懸念がある場合は、住民の立場に立って上空を飛行しないようにという形で申し入れるということでございます。

○吉田勝廣委員 日米地位協定上、基地から基地への移動は認められているわけで、それはわかります。そのときに公道か私道ということがあります。公道であれば、ある程度基地から基地への移動は認められています。私道とか、あるいは区の道路や私有地の上空はどうか、私が問題にしているのはそこです。例えば、村道ではなくて、町道ではなくて、区が管理する道路があるわけです。伊芸区が、自分の区の道路は通さないと閉鎖をしたこともあります。そういったところについては、今のオスプレイ問題は、例えば飛行機でも、ある程度航空法を適用できなくてもそれだけのデシベルで爆音をまき散らすと大変だということがあります。そういうことが基地の中であれば、提供施設ですから、私は認めることはしませんが、ある程度日米地位協定上やむを得ないかもしれないかもしれません。これが私の土地の上、私の道の上だとするとどうなるのかと。我々が主張する空中権とは何かと。自分の家はどこまでつくれるのかと。例えばどうか、実際にやっているわけですから。

○又吉進知事公室長 空中権の定義につきましては申し上げる立場にないわけですが、日米地位協定上は提供施設から提供施設への移動を認めており、当然これは提供施設外の飛行を想定しています。ただ、今委員がおっしゃったような土地の所有者によってある種の規制がかかるということは、そこに書かれていません。ただ、県が問題にしておりますのは、住宅の密集地域ですとか、公共施設があるとかですと、その上空を飛ぶべきではないであろうと。そういう観点から、日米両政府に申し上げているということです。

○吉田勝廣委員 知事公室長が言うことはごく当然ですから、それはわかります。法律上はどうかということですか。日米地位協定上、法律上どうかということですか。自分の家の上を飛ぶわけですから。それは城原区で起きたことを見てそう思いました。私は新開地の上空を飛んだことがあります。地域

住民のいる上空を飛ばないことはわかります。しかし、飛んだ場合には法律上どのようになりますか。我々だって何メートルの空が私たちのものなのかはわかりませんが、少なくとも自分の家の空の上を飛ぶ、あるいは自分の私有地を飛ぶときに、ある程度これが100メートルとか目視できるくらい、いわゆる製造番号が見えるくらいですから、これは非常に低空を飛んでいます。日米地位協定上、提供施設間を移動することはわかります—認めはしませんが、それはわかります。それは提供施設ではないので、基本的には。そういうときには提供施設の中を通るのであればまだ理解できます。残念ながら、そこは提供施設ではありません。そのときにはどうしますかということです。今聞いているのはそこだけです。

○又吉進知事公室長 飛行によって何かその他の弊害—落下物があったり騒音が著しいとか、そういうことは一つの法律の縛りの中で考えられると思います。ただ飛行するというのであれば、法律の縛りはないと承知しております。

○吉田勝廣委員 縛りがないということは、民間上空であれ、要するに、日米地位協定上は法律に違反しないということになるわけですね。例えば、100メートルとか50メートルであったとしても。CH46とかCH53は低空飛行ができます。もちろんオスプレイもそれくらいの低空飛行ができます。そういうことの法的な規制をどこかでやらなければ、米軍は日米地位協定上認められているのではないかとということで低空飛行をします。空中権とは言わなくても、何らかの規制がなければ県民に不安を与えます。もちろんオスプレイは低周波関係もあるので。そういう意味で今後、防衛省、沖縄防衛局とある程度取り決めがあってもいいのではないかと思います。いかがですか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃるとおり、極めて低高度、住民の不安を起すような形で飛ぶことは看過できない話です。それを法律で規制できるかどうかはともかくといたしまして、やはり、政府においてはこれを何らかの取り決めで規制することは検討してしかるべきであると考えます。

○吉田勝廣委員 なぜ私がそういうことを言うのかといいますと、オスプレイの飛行を認めたときにも、地域住民が住んでいる上空は飛ばないと、そういった約束をします。しかし、実際に米軍は低空飛行したり—一人一人の兵士がいるわけですから、訓練の際にも、なかなかそういったことが理解できていない部分があると思います。日米地位協定上は許される、政府間でこういう約束は

したが、それがなかなか兵士に伝わらない。そうすると現場ではいろいろな問題が出てきます。そういうことからいって、ある程度そういう規制といいますか、法的な規制はやはり必要だと思います。

次に、先ほど言いました提供施設間の移動のときに、例えば、どういうものを運ぶ一弾薬がある、兵士もいる、通信基地とかいっぱいあります。そのときに軍事車両が道路交通法の適用を受けるかどうか。ただ日米地位協定上の提供施設間の移動だからといって、移動するときにはどういった隊列を組んで移動するのかとか、もちろんそこに弾薬などがあるわけです。先に言ったようなPCBとかどうするのかとか。今のは例です。そういったことは道路交通法でどのように関係しますか。

○又吉進知事公室長 御質疑の趣旨は、火薬類を運送するときには道路交通法の規制があると。その規制を受ける受けないということであれば、米軍車両は国内法の規制を受けておりませんので、そういう形で運送している実態があるかと思います。

○吉田勝廣委員 沖縄の場合はそれが多すぎるので、軍事の輸送船から、さまざまな派遣でさまざまなところに演習に行くわけですから、さまざまな物体が出てきます。そこから公道を通過して輸送するわけですから、その辺の実態はどうなっているのかということと、それから、よくいう付着物、今、埋立問題で付着物がついて、あるいは生物の生態系を破壊するのではないかとよく言われていますが、そういうことを含めて海から入港するときには車両には必ず付着物がつくわけですから、そういう実態も含めて環境は調べておく必要があると思います。その辺は、日米地位協定上はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 いかなる状態であれ、県民の日常生活一環境の保護あるいは県民が騒音にさらされることも含めて、基本的な国内法の枠組みの中で米軍は活動するべきであると。しかし、残念ながら日米地位協定上は基本的に国内法が適用されないということになっていますので、一つ一つの課題について県から申し上げ、日米両政府でしっかりと取り組みをしていただくということをやってまいりたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 19ページ、陳情第24号についてお願いします。この崩落原因等、防衛施設局は報告書をまとめて提出されているわけですが、そこで、内容を精査した結果、いろいろな複合的な要因があるということです。その後、崩落現場に変化はありますか。

○大浜浩志環境企画統括監 崩落が起きた時期がはっきりとしませんが、大体、報告書の中では平成24年12月28日から平成25年1月12日までの間、いわゆる工事期間に入っていない期間内で起きたということです。しかし、住民の方々に聞きますと平成25年1月8日ではないかという話がありますが、はっきりとしません。それを受けて我々は2月13日に現地調査をしましたし、6月13日にも現場を見えています。

○仲宗根悟委員 我々も現場を見ましたが、板で柵をつくっているみたいで、ビニールシートが敷かれています。見た様子ですと、あれだけでは不十分ではないかという感じがしました。今日までの間に何らかの崩落が起きているのかどうか、あれで十分だったのかどうかは確認されていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 6月に見た段階では、そのほかの崩落は確認されておりません。

○仲宗根悟委員 県は、当時に施工側がとった措置でおさまっているという認識をしているのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 今のところそれ以上の崩落はありません。赤土の流出する状況でもございませんので、対策はとられているという認識ではございます。

○仲宗根悟委員 6カ所のヘリパッドを今後つくっていくということですよ。その1カ所目が今回の崩落現場で、あと5カ所つくっていくということになりますよね。

○大浜浩志環境企画統括監 6カ所全部工事を行うという通知をまだ受けていませんが、新聞報道によりますとN4-2については用意があると聞いています。予定としては6カ所行う工事の工程になると思っています。

○仲宗根悟委員 今回の視察でも、次の予定地も見るというよりは、指さしてあの辺ですという形で見せていただきました。地形といいますか、ヘリパッドを置こうとする場所はかなりせり出していて、急峻な勾配があるようなところだと思っています。そこで、次の工事ですとか次々に出てきますが、今回の崩落事故が起こったことから、それを踏まえて、県はどういった形で次の工事はどうしてほしいという要望、あるいは指導のやり方をしていますか。

○又吉進知事公室長 ヘリパッドの移設につきましては、当初から自然環境に配慮ということをしり込んでおきまして、この工事に当たっても崩落が起きたことは大変遺憾でありまして、そういうことのないように申し入れていくということです。

○仲宗根悟委員 場合によっては工法や位置の設定などいろいろと注文をつけるべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

○又吉進知事公室長 位置につきましては、これはS A C O合意、その後6カ所は固まっております、そのとおりだと思います。ただ、今委員のおっしゃったように具体的な地形やそこで赤土が流出する可能性などはしっかりと精査して、説明を求めたいと思っています。

○仲宗根悟委員 工法、位置の選定など全面的に見直すべきだろうということを申し上げるべきだと思います。

次に、嘉手納の騒音防止協定の件で話がありました。31ページ、陳情第41号です。航空機騒音規制措置後の違反といいますか、件数が月平均467件もあるという話ですが、詳しい時間帯もわかりますか。例えば、22時から翌朝6時までの8時間の間で、非常に偏って多く件数が発生している時間帯は把握していますか。

○大浜浩志環境企画統括監 22時から翌朝6時までの測定ですので、何時に行われているかの集計はされておられません。

○仲宗根悟委員 押さえるべきだと思います。夜明け、夜中、あるいは就寝時間など、どうでしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 当然、測定機は24時間稼働していますので、そち

らについても把握していきたいと思います。

○仲宗根悟委員 先ほど末松委員から質疑がありました廃弾処理の件で、33ページ、陳情第42号です。ここでいう通報のあり方が非常に問題だと思います。そして、私たちの読谷村でも嘉手納弾薬庫に処理場があって、目と鼻の先に小学校が隣接している箇所、通報も数時間前に行われて、現場まで伝わらなくて非常に不安、恐怖を与えた事例もあります。好意的通報とはこういった内容の通報ですか。

○又吉進知事公室長 いわゆる通報が義務づけられていないということで、米側の好意的通報となっています。これまで1週間前後、前にそれがあるということが原則であります。

○仲宗根悟委員 演習や訓練を実施する場合は、今おっしゃったように通報は義務ではないと。ところが隣接している住民やいろいろな公共施設がある場合においては、アメリカ側の配慮で通報しているということが現状でしょうか。

○又吉進知事公室長 これは米軍の運用に関する取り決め全般ですが、日米地位協定上、米側にはこれを通告義務はないと。したがって、航空機の運用についても爆破処理にしても、県から強く申し上げて、日米両政府でしっかりと交渉した上で米側の好意的な考慮を払うということになっています。

○仲宗根悟委員 ちなみに、協議の場ですが、いろいろとあるようですが、どのような協議の場ですか。

○又吉進知事公室長 基本的には取り決めるのは日米合同委員会、30ぐらいの部会がありますが、そこで取り決められるものと承知しております。

○仲宗根悟委員 米側には義務はないということになりますと、日本側が頭を下げて、よろしく願いますという形になりますか。

○又吉進知事公室長 形はわかりませんが、とにかく日本側がしっかりと要求なり要望して、米側と話し合っていくという形であろうと思っています。

○仲宗根悟委員 彼らはよき隣人と言う割には、非常に配慮に欠けている部分

が多々見受けられます。演習内容についてもそうですし、非常に困る話で、この辺をしっかりと一我々はやはり基地がある県ですので、しっかりとこういった立場は貫いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 先ほどの吉田委員の質疑に関連して確認したいと思います。枯れ葉剤についてですが、ドラム缶が出たと。ドラム缶を確認したら、もちろん米国から軍人によって持ち込まれたものではないかということで調査に入っていると思います。先ほどの答弁でP C Bの1800本がまだ貯蔵されていると。このP C Bは米国から持ち込まれたものですか。

○大浜浩志環境企画統括監 県内の基地内、いわゆる恩納通信基地の汚泥施設の中から出てきています。

○中川京貴委員 北谷のほうでも開発をするに当たって、ドラム缶やP C Bが出たということで、新聞やテレビでも報道されていました。基本的に基地内のP C Bは米国から持ち込まれたということなのでしょうか。

○又吉進知事公室長 P C Bの用途につきましては、当時、使われていた電源トランスなどそういうものに、そこで使うオイルの中に含有されているなど、いろいろな使い方があったと考えております。今、それが米側から持ち込まれたものなのか、全てがそうかということに関しては確認しておりませんが、基地の中で使われていたということであれば、これは米側で調達されたものと考えることが自然だと考えております。

○中川京貴委員 ぜひ知事公室長、各委員から質疑が出ますので、やはり知事公室長の所管事務としてはこの辺は実際に調査していただいて、果たしてそれが米国から持ち込まれたものなのか、本土から持ち込まれたものなのか、それとも沖縄にあったものなのかも含めて、しっかりとした答弁ができるようにしていただきたいと思います。

それからもう一つは、33ページ、陳情第42号です。先ほどから廃弾処理について答弁がありましたけれども、キャンプ・シュワブに1カ所、キャンプ・ハンセンに2カ所、嘉手納基地に1カ所とあって。私はもう少し県と市町村が連

携をとりながら、仲宗根委員からもありましたように、嘉手納町、読谷村地域でも、弾薬倉庫で処理が行われたときには、すぐに役場や警察署にそういった通報があります。それをキャッチして県でも把握するべきだと思っていますが、県はそういった把握はしてないのでしょうか。

○又吉進知事公室長 いわゆる好意的通報をもって県にも伝わります。それで著しい被害があったとか、あるいは通報がおくれた場合など、そういう部分が足りない部分はあろうかと思えます。

○中川京貴委員 基本的に知事公室長が答弁しているように、処理するに当たって市町村に通報があります。それで市町村では公民館などに告知もします。時々それがないときに急にドーンと鳴るので、それが翌日に新聞に載ります。ですから県もそういった状況を把握、例えば、市町村から1週間前にそういった連絡があれば県も連絡してほしいとか、情報を共有するべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 これから訓練します、処理しますという通報はあります。今、御質疑のこれまでに通報がおくれたとか、住民が非常に負担を感じたということについては市町村から一報をいただいて、直ちに県は関係当局へ申し入れを行うわけです。これから、これまでの実態については、市町村とも調整をしてしっかりと連携をとっていきたいと思えます。

○中川京貴委員 ではもう一つ聞きますが、沖縄県内で不発弾が出た場合はどこで処理していますか。

○又吉進知事公室長 一般論ですが、不発弾の処理に当たっては自衛隊が行います。自衛隊がいわゆる無害化といいますか、爆発しないようにした上で現在、嘉手納弾薬庫地区に保管庫がございます。そこで一時保管をします。さらにそこで必要に応じて民間業者が一聞くところによりますと九州と聞いていますが、そこで処理をしていると。移動できないものにつきましては、現場で爆破するということになっています。

○中川京貴委員 では、先ほどからいうこの4施設の中での廃弾処理と不発弾は全く別個ということで理解してよろしいでしょうか。

○又吉進知事公室長 基本的に別でございます。

○中川京貴委員 やはりこの件も含めて、もう少し県が県民に説明できる範囲内の調査は必要だと思っています。後で調べて報告ということではなくて、すぐに県や市町村、警察から、トラブルが発生したときには県はそれを把握して、すぐに説明ができるまたは現場に行けるような体制が必要だと思いましたが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 そういった事態が起きた場合は、直ちに県として動ける体制はとりたいと思います。

○中川京貴委員 31ページ、陳情第41号をお願いします。先ほどの答弁でも、嘉手納局で月に大体467.9回、普天間44.3回という数字の説明をしております。まさにこれだけの騒音がまき散らされている。陳情にもあるように騒音防止協定がなし崩しにされていて、地元ではそれを感じることができないと。そういった意味で、知事公室長も御承知のとおり、日米安全保障条約、いろいろな協議の中でされていると思いますが、やはり日本政府ができることは防音工事だろうと思っています。しかしながら、防音工事がなかなか前に進まない。ようやく、きょう知事が上京して、恐らく宮崎政久衆議院議員、宜野湾市の佐喜眞淳宜野湾市長も同行していると思いますが、認可外の保育園の防音工事などの要請をやっています。これはやはり日本政府の責任において予算措置をするべきだと思っています。しかし、知事公室長はこのたびの本会議で、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の中で申し入れていると答弁されています。私はそういったレベルでは解決しないと思っています。やはり知事の行動—知事がトップ交渉することによって、こういった問題解決ができると思っていますが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 県が問題にしている騒音の課題につきましては、本会議でも申し上げましたけれども、区域の見直し、基準の見直し、さらに対象の見直しと、3つあるかと思っています。これにつきましては、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会と協力してと言っているわけですが、確かになかなか前に進んでいない状況がございますので、今回の認可外保育園の件も一定の前進ではありますが、そこはやはり知事を先頭にしっかりと政府に求めていきたいと考えております。

○中川京貴委員 知事公室長も御承知のとおり、防音工事は法律事項ですよ。しかしながら、法律事項ではありますが、昭和53年、昭和56年、昭和58年……、法律では昭和58年度以降防音工事できますか。

○又吉進知事公室長 嘉手納飛行場周辺で対象となる住宅は、現時点で昭和50年3月11日から平成20年3月10日まで。ただしこれは告示後、住宅の助成となっています。

○中川京貴委員 知事公室長も御承知だと思いますが、昭和53年、昭和56年は法律で定められた防音工事規制だと思っています。しかしながら、その後大臣の訓令によって昭和58年度にやったということで。なぜかという、当時、野中広務官房長官のときに、このままでは住宅騒音問題が解決できないという政治判断で、大臣の訓令で平成14年1月17日まで引き上げられた経緯があります。これは閣議決定したわけでもないですし、法律改正したわけでもないです。ある意味で、一つの規則の中で平成14年まで引き上げられてきています。しかしながら、そのあとまだ基地周辺には住宅ができてくるし、騒音問題の解決ができない。爆音訴訟問題も出てきて裁判を起こしました。これは膨れ上がってきています。現在においては平成20年3月まで大臣の訓令で、ある意味では大臣勧告でできていると思っています。問題は政府の政治交渉だと思っています。しかしながら、今現在、嘉手納町においても全室が防音工事されているわけではありません。宜野湾市においてもW E C P N L 値75以上のところは防音工事できますけれども、昭和58年度以降は防音工事されていないのが現状ですよ。85以上の騒音がなければ防音工事はできないということが規則にあるものですから、これを何とかすることが政治判断だと知事にも議会で何回も取り上げた経緯があります。知事公室長はこれを理解していますか。

○又吉進知事公室長 告示日と騒音のデシベルとのうるささ指数の関係ですが、これについてはまだまだ不十分であると理解しております。

○中川京貴委員 数字に出ているとおり、実際に普天間基地周辺はW E C P N L 値100以上の数字があるわけですから、普天間基地が閉鎖、撤去されるまでは政府の責任において防音工事をするべきだと。W E C P N L 値85以上と言わずに75まで引き下げてやるべきだとずっと申し上げてまいりました。もう一つは、認可外保育園についても、ことしの8月までに政府決定させなければ平成26年度の概算要求にのりません。ですから、知事がきのう出発したと思っています。

ます。そういった意味では、もう少しスピードアップして認可外保育園を一公立保育園同様に同じ静かな環境で子供たちの教育をするべきだと思っておりますが、知事公室長の考えをもう少しお聞かせください。

○又吉進知事公室長 先ほど来申し上げておりますように、住宅の騒音対策はまだ課題が多く十分ではない。本日、知事が上京しており、きょうは官邸と防衛省で要請をするわけですが、今、委員がおっしゃったように、やはり予算の裏づけをしっかりととって、政府に迅速に実現させるということで全力を挙げてまいりたいと思います。

○中川京貴委員 知事公室部局の中で前にも言いましたが、専門職の方を雇う一1人は専門の方を知事公室の中に入れてほしいと思います。理由は、まちづくり、再開発するときには、その町に選考採用して一専門職を入れていろいろとノウハウを受けるといことがあります。もう少し県もノウハウを……。たくさんの課題があります。知事公室長も御存じのように、防音工事は住所がないとできません。住宅防音とあっても住所がなければできません。しかし、住所がなくても人が住むところであれば防音工事をするべきだと。これは規則でうたわれています。これは撤廃するべきだと思います。人が住んでいないときに防音工事をして、人が住めるような形にすると。人が住んでいるときに防音工事をしたらうるさいから防音工事をさせないでという苦情もあります。しかしながら、県営団地も含めて私は防音工事させない、隣はさせた。工事中のうるささ数は一緒です。そういったいろいろな現場での苦情もありますので、県として把握していたほうがいいと本当に思っています。手続の簡素化ということでよく質問しますが、専門職がいますか。

○又吉進知事公室長 ここでいうところの専門職の資格等につきまして浮かびません。そういう意味で、何か資格を持っている人、あるいは職歴を持っている職員となりますと、今、基地問題をやっているのは一般行政職でして、特に専門職と呼ばれる者はいません。

○中川京貴委員 本会議で呉屋議員からも質問が出ました。空調機の復旧工事。10年間。壊れて申し込みして2年かかりますと。クーラー以外にサッシがありますが、これは全く別です。私たちは防音工事となるとクーラーとサッシは一緒だと思っておりますが、10年後に復旧工事をする場合にはクーラーとサッシは全く別に申請します。ですから、騒音でうるさいという方が申し込みをしたと

しても、その申し込みがクーラーだったのか、復旧工事のサッシであったのかは家主はわかりません。ですから、そういう意味では騒音で苦しんでいる方々のためにも、壊れてからしか申し込みをしませんので、その辺はもっと簡素化して沖縄防衛局、関係機関と政治判断、知事の政治努力が必要だと思えます。いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 知事から、そういう課題については県として申し上げると。さらに市町村一嘉手納町、北谷町、沖縄市、宜野湾市といったところと十分な連携をとって、住民のふぐあいや課題があるようであればしっかりと受けとめて、県として動ける仕組みをつくってまいりたいと思えます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 41ページ、陳情第70号公有水面埋立承認申請について伺います。非常に形式的なことから伺いたいと思えます。形式審査と内容審査の審査内容の基本的な違い、主な違いを説明してください。

○松田了海岸防災課副参事 まず形式審査は、提出すべき書類について提出されているか、あるいは記載事項がきちんと記載されているかという点を審査いたします。その後の内容審査については、公有水面埋め立ての承認基準がございしますので、承認基準に適合しているかについて申請書の中身を審査する手続になっています。

○新里米吉委員 本会議でも各議員から質問がありましたが、埋め立てをする資材といいますか、かなり岩ズリの割合が多いように感じたのですが、埋立資材に占める岩ズリの割合はどれくらいですか。

○松田了海岸防災課副参事 埋め立てに用いる土砂が約2100万立米でして、そのうち岩ズリが約1700万立米ですので、約8割程度だと認識しております。

○新里米吉委員 8割も占める岩ズリはどこから調達する予定ですか。

○松田了海岸防災課副参事 九州、沖縄、四国など7県9地区15カ所を予定していると記載されています。

○新里米吉委員 沖縄県では。

○松田了海岸防災課副参事 本部町及び国頭村の2カ所でございます。

○新里米吉委員 本部町、国頭村の2カ所から、どの程度調達しますか。

○松田了海岸防災課副参事 2カ所について、それ以外の15カ所も含めてですが、それぞれの地区での採取量については記載がありません。

○新里米吉委員 沖縄県では本部町と国頭村ということですが、本部町からどれくらいなのか、国頭村からどれくらいなのか現段階でわからないということですか。

○松田了海岸防災課副参事 岩ズリについては、総量としては1664万立米を調達する計画になっておりますが、15カ所の採取予定地のそれぞれについては採取量、予定量は記載されておられません。

○新里米吉委員 これは民間がやるから皆さんはそれはわからなくてもいいということになりますか。内容審査の段階でこのことは問題にならないのですか、なりますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今後の内容審査の中で、今言われた必要な埋立土砂が確保されているか、されるかどうか、見通しがあるのかどうかを審査していくことになります。

○新里米吉委員 今、非常にこの辺がはっきりとしてきたのです。これまでは大まかに砂も岩ズリもだと思いますが、どこの県のどこの市町村のという名前があり、どれだけの量をとということがあって、写真撮影された場所も特定できるということで、私は国頭村と本部町の名前が出ていたので、本部町の山も写真も出て、ここからどれだけの岩を削り取るということがわかっているのかと思ったら、今の話からするとわからないわけですね。地名があるだけで幾らとるのかわからないわけですね。

○松田了海岸防災課副参事 申請書の中では、15カ所の市町村名及びその地区

の位置図が図面に表示されてます。ただ、総量として1664万立米を調達するという計画になっていますが、それぞれの内訳については記載されておられません。

○新里米吉委員 総量はわかるが、地域ごとに幾らなのかわからないということでは今後非常に問題になると思います。特に岩ズリの場合は8割も占めるということと、地域ごとに幾らなのか、それもはっきりとさせて。これは下手すると、国頭村も本部町も大幅に山の岩が削られて形状が大きく変わって変形して、環境上も大問題になりかねないかもしれません。それが幾らとるかもわからないと、ひょっとするとその中の半分が沖縄だったら環境問題から、景観問題から大問題に発展すると思いますが、どうですか。

○松田了海岸防災課副参事 申請書にはそれぞれの採取場所で、現在ストックされている量、保管されている量が記載されてございまして、15カ所の採石場等で保管されている量が約2500万立方メートルあると記載されております。調達量が1664万立方メートルですので、ストック量を一応下回っているという状況になっております。

○新里米吉委員 恐らくこれは建設資材やいろいろなものとして置いているものの中からということになるのでしょうかけれども、それを今度の埋め立てに使ったら、建設資材としてまた削らなくてはいけないです。いろいろ建設資材やら、生コンクリートの資材やら何やらは日常的にも使うわけで、その蓄えがあるからその蓄えを全部出せばいいとして、また蓄えなくてはいけないわけですから。そういうことも含めて民間から調達するものについては、その辺の皆さんのチェックは全くやらないのですか。内容審査の中で、そういうところはどのように取り扱いますか。

○松田了海岸防災課副参事 基本的には、今の申請書の中では既存の採石業者から購入を予定していると記載されておりますので、内容審査の段階で実施に許可を得た業者であるかどうかという点も含めて審査を行ってまいります。

○新里米吉委員 許可を得ているかどうかの審査であって、それ以上のことはやらないということですか。

○松田了海岸防災課副参事 それとあわせて、実際に供給することができるような状況にあるかどうかという点も含めて審査してまいりたいと考えております。

す。

○新里米吉委員 それから海砂の場合も今と同じような考えで、実際の審査には細かいことはやらないということになりますか。

○松田了海岸防災課副参事 岩ズリの場合も海砂の場合もそうですが、基本的には許可を得た業者が、許可を得た範囲内で採取する量になっているかどうかという点を含めて内容審査の段階では確認していきたいと考えております。

○新里米吉委員 結局は許可を得ているかどうかですよね。許可されている業者かどうかがわかればいいような感じになっています。沖縄の海でかなりの量の砂がとられた場合には、海底の形状も変わっていくし、当然のことながら海の資源にも影響してくる。このようなことは審査の対象ではないということですか。

○松田了海岸防災課副参事 公有水面埋立法では、事業者が直接海底あるいは山土を採取する場合は、その行為も含めて環境保全図書—いわゆる環境アセスメントの対象とすることになっています。今回、事業者は既存の許可を得た業者から購入するという予定にしていると記載されております。その場合は、既存の業者が許可をとる段階で許可条件等をクリアして許可をとっているということもありまして、環境影響評価の対象からは除外されると理解しております。

○新里米吉委員 企業からの購入の場合にそういった抜け道的なものがありますが、こういった岩ズリもかなり山を削ったりする、それから海の砂もかなりとって埋め立てる。相当な土砂が使われると思います。そのことによって、例えば、今言ったように海砂をとる場合でも許可を得ている業者であるかどうかということで、業者から購入する土砂については環境影響評価の対象にならないとなると、その地域の海域に大きな変化があっても環境上の変化があっても皆さんは対応できないということになりますか。今は土木の話ではなくて、環境問題として環境の視点からはどうですか。

○大浜浩志環境企画統括監 海砂をとることについては、環境アセスメントの対象から除かれております。それから陸域からとるものについては、土砂の採取事業ということにつきましては、事業者が環境アセスメントを行うという形になっています。これは先ほども申し上げましたように、やはり事業者が事業

者の中で許可を得てやることになっておりますので、そこは入っていません。やはり、そのようなところもとる場合には、外来種が入ったりすることがございますので、そういったチェックをどのようにするかということは、事業者の中で多分、その中で対策をとるような形で措置をしていると思いますので、その辺のところは十分であるかどうかについて慎重に審査をしていきたいと考えております。

○新里米吉委員 少し心もとないです。業者の良心が働くかのような雰囲気のできません。県の環境を担当する側としては、外来種や有害物質が含まれていないかなども含めて、大量に砂が調達される場合はどうなるのかなど、その辺を含めての対応は全く考えてないですか。今の法律上、私たちは何もできそうにないからやめようと。あとは業者の良心に任せようと。あるいは沖縄防衛局の良心に任せようということですか。

○大浜浩志環境企画統括監 海砂を採取する許可を得るときには、年間どこからどれくらいのものをとるということを砂利採取法で許可をとるという形になっています。その段階で審査をして、許可を得ているということもあります。しかしながら、やはり今申しましたとおり、いろいろなものが混入するという話もありますので、有害物質が出たり、外来種が入ったりすることもございますので、そういったチェック体制をどのようにしているのかということについて慎重に審査していきたいと思います。

○新里米吉委員 審査していきたいという場合は、内容審査の段階で環境生活部もかかわって、そういったチェックをするということですか。

○大浜浩志環境企画統括監 国土交通省の通知に基づいて土木建築部のほうから環境生活部に意見照会が行われますので、その中でしっかりと土木建築部、農林水産部が審査できる形の意見をしていくという形で考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に執行部入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る県内へのオスプレイ追加配備等についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております県内のオスプレイの追加配備等につきまして、県の対応等を御説明いたします。

オスプレイ配備については、県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、県は、去る6月12日に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じ、安倍内閣総理大臣を初め関係閣僚に対して、追加配備も含め、オスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを緊急要請したところです。去る7月1日、沖縄防衛局から県に対し、オスプレイの追加配備について説明がありました。これによると、今月最終週にオスプレイ12機が岩国飛行場に到着し、機体整備、点検、機能確認飛行、習熟飛行等を短期間行った後、順次普天間飛行場へ移動する見込みであるとのこと。県としては、改めて7月8日に外務大臣へ、本日9日には宜野湾市長とともに、官房長官及び防衛大臣へ同様の要請を行っているところです。

続きまして、F22ラプターの暫定配備につきましては、去る6月25日、沖縄防衛局から県に対し、F22ラプターの一時配備延長について説明がありました。これによると、ことし1月から4カ月の予定で行われていた一時配備を、米軍の予算上の理由により延長するとのこととあります。嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとはいええない状況であります。県としましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会などを通じ、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く求めていく考えであります。

以上、御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、県内へのオスプレイ追加配備等について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、県内へのオスプレイ追加配備等についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情21件とお手元

に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る県内へのオスプレイ追加配備等について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、文案の6行目「、10万3000人余が」を削除し、6行目「に参加し」を「が開催され」に修正した上で、議員提出議案として案のとおり意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議員提出議案としての県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について事務局より説明した後、協議を行った結果、議員提出議案の県外要請を23日に行い、その後の視察先及び視察時期については案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼